



GYOKUTO TOWN

第6次玉東町総合計画



## ごあいさつ

玉東町は平成の大合併において単独の道を選択した町で、東に熊本市、西に玉名市と大きな市に挟まれた小さな町という構図にありますが、小さな町ならではの機動力や町民との近い距離感を強みに様々なまちづくり事業を展開しています。

交通アクセスについては、町の中心地にＪＲ鹿児島本線木葉駅を有し、その近くを国道 208 号が通っているという強みがあり、これを活かし「駅を中心としたまちづくり」を進めてきました。特に定住促進のために実施してきたオレンジタウンなどの分譲地整備やサクラハイツなどの賃貸住宅整備については、人口減少対策や児童減少対策として大きな効果を発揮し、今なお、町の元気を創出していることから、更なる定住施策を展開していくことが求められています。

これら、定住施策の充実と併せて力を入れてきた子育て支援や高齢者福祉についても町内外から評価されており、「目も届く、手も届く、声が聞こえる」といった小さな町の強みを活かした施策の充実を図り、更に町の魅力を高めていかなければなりません。

また、当町のキャッチコピーは「みかんと史跡の里」ですが、みかんをはじめとした農業の振興、文化財であり観光資源とも位置付けられる西南戦争史跡の利活用など、本町特有の資源を磨き上げ、活かしていくための取り組みも必要です。

昭和、平成を経て、令和の時代に突入した今、社会情勢も随分と変わってきました。日本全国で人口減少や少子高齢化の問題が深刻化する中、自治体の消滅の可能性すら危惧される時代に突入していると認識しており、変貌するこれからの時代の中で、「小さくても大きく輝く玉東町」を未来に残すためには、現状維持ではなく、「より良い」を追い求める挑戦が必要です。そして、行政の一人歩きではなく、住民との協創によるまちづくりが必須であり、それを成し得ることがこの町の未来を創ることにつながるのだと確信しています。

本計画はこの「未来のふるさとづくり」のため、今後 10 年間のまちづくりの方針と基本的な取り組みを示したものでありますが、策定にあたっては全世帯を対象とする町民アンケートと未来を担う世代である中学生を対象としたアンケート等の意向調査を実施しており、この結果を踏まえ、玉東町振興計画審議会で「より良い」を目指した熟議がなされております。

今後は、本計画に基づくまちづくりを進めていくこととなりますが、策定にあたりご協力いただいた町民の皆様、審議会委員の皆様から感謝申し上げますとともに、今後とも「一人ひとりが手を取りあい、未来へ向かって挑戦するまち」として玉東町が絶えず成長できますようご支援・ご協力をお願いいたします。

令和 3 年 3 月



玉東町長  
前田 移律行

GYOKUTO

# 目次

## 序章

|                  |    |
|------------------|----|
| 1. 計画策定の趣旨       | 08 |
| 2. 計画の構成と期間      | 09 |
| 3. 玉東町を取り巻く現状    | 10 |
| 4. 町民の声          | 15 |
| 5. 計画の進行管理と行政評価  | 17 |
| 6. 時代潮流への対応      | 18 |
| 7. 主な課題まとめ       | 20 |
| (参考) SDGs 17 の目標 | 22 |

## 基本構想

|                    |    |
|--------------------|----|
| まちの将来像             | 24 |
| 1. 人口の将来展望         | 26 |
| 2. まちの将来像の実現に向けて   | 27 |
| 3. 将来像を実現するための基本方針 | 28 |
| 4. 総合計画の体系         | 30 |

## 基本計画

・基本目標Ⅰ

・基本目標Ⅱ

・基本目標Ⅲ

・基本目標Ⅳ

・基本目標Ⅴ

## 資料編

|                       |    |
|-----------------------|----|
| 1. 計画策定体制             | 82 |
| 2. 計画策定経緯             | 82 |
| 3. 玉東町振興計画審議会設置条例     | 83 |
| 4. 玉東町第6次振興計画審議会委員名簿  | 85 |
| 5. 諮問                 | 86 |
| 6. 答申                 | 86 |
| 7. 用語解説               | 87 |
| 8. SDGs と総合計画の分野別の関連表 | 91 |

## まちなか環境と自然環境が調和した 住みやすいまちづくり

|                         |    |
|-------------------------|----|
| Ⅰ - ① 自然と共生する快適な生活環境    | 36 |
| Ⅰ - ② 機能性の高い魅力的な生活空間の整備 | 39 |
| Ⅰ - ③ 危機管理・防災の充実        | 41 |
| Ⅰ - ④ 生活安全性の向上          | 43 |

## 未来を拓き、次代を担う人材を育むまちづくり

|                         |    |
|-------------------------|----|
| Ⅱ - ① 結婚・妊娠・出産・子育て支援の充実 | 46 |
| Ⅱ - ② 健全な心身と確かな学力の育成    | 49 |
| Ⅱ - ③ 生涯の生きがいづくりと青少年育成  | 51 |

## すべての人が生き生きと人生を謳歌できるまちづくり

|                     |    |
|---------------------|----|
| Ⅲ - ① 健康づくりと地域医療の充実 | 54 |
| Ⅲ - ② 地域共生社会の実現     | 56 |
| Ⅲ - ③ 高齢者福祉の充実      | 58 |
| Ⅲ - ④ 障がい者福祉の充実     | 60 |

## 地域の特性を活かした、活力と魅力にあふれるまちづくり

|                      |    |
|----------------------|----|
| Ⅳ - ① 農業の振興          | 64 |
| Ⅳ - ② 玉東ブランドと商工業の振興  | 66 |
| Ⅳ - ③ 雇用の創出          | 68 |
| Ⅳ - ④ 地域特性を活かした観光の振興 | 70 |

## 自助・共助・公助の連携で未来をつくるまちづくり

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| Ⅴ - ① 住民参加型による魅力ある地域づくりの推進      | 74 |
| Ⅴ - ② 一人ひとりの人権の尊重と多様性を認め合う社会の実現 | 76 |
| Ⅴ - ③ 信頼される行政運営の推進              | 78 |

# 序章



# 第6次総合計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

### 多くの人が「住みたい、住み続けたい、関わり続けたい」と思うまちづくり

近年、本町を取り巻く状況は、人口減少・少子高齢化社会の本格的な到来、環境問題への対応、情報通信技術の急速な進展、住民活動の活発化など大きく変化しています。

住んでいる人だけではなく、玉東町に関わるすべての住民が「しあわせ」を感じられるまちになることが、「住みたい、住み続けたい、関わり続けたい」という想いにつながると考えられます。

### まちづくりの指針となる第6次総合計画の策定へ

住民が「しあわせ」を感じられるまちになるための方策を総合計画の中で明らかにし、住民と行政の協働のもと様々な取り組みを総合的かつ着実に実施することが、玉東町の成長（＝新たな地域社会の創造）につながります。このような考え方のもと、住民と行政が共にまちづくりを進める指針として、第6次玉東町総合計画を策定しました。



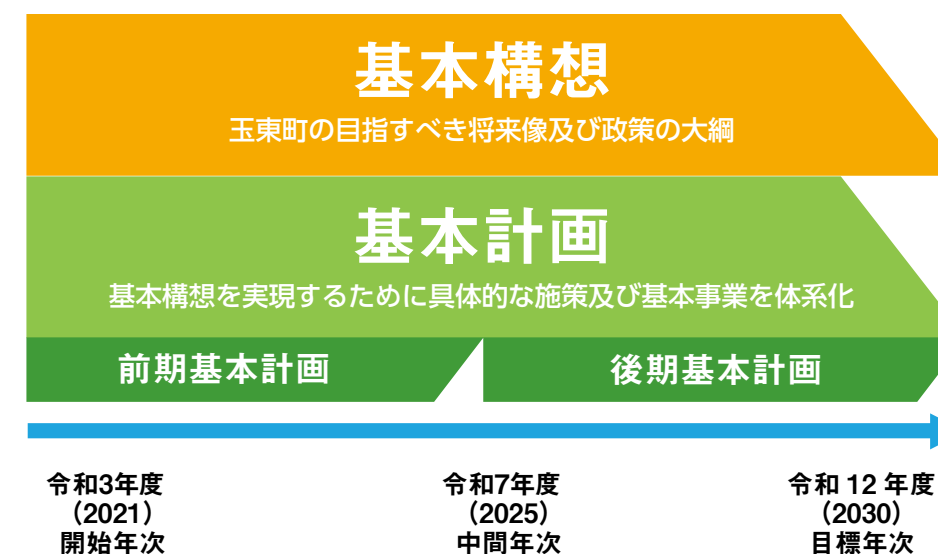
## 2 計画の構成と期間

### （1）計画の構成

第6次玉東町総合計画は、玉東町の目指すべき将来像及び政策の大綱等を示した「基本構想」と、この基本構想を実現するための具体的な施策及び基本事業を体系化した「基本計画」から構成されています。

### （2）計画の期間

計画の策定基準年次を令和2年度（2020）とし、翌年度の令和3年度（2021）から目標年次を令和12年度（2030）とする10年間の計画です。ただし、社会的・経済的要因による行政ニーズの変化が予想されるため、「基本計画」は中間年度の令和7年度（2025）に変化に応じた見直しを行います。



### 3 玉東町を取り巻く現状

#### (1) 本町の特徴

本町は、熊本県の北部、玉名郡の南東部に位置し、東は熊本市、北は山鹿市、玉名市及び和水町、西は玉名市、南は熊本市及び玉名市に接しています。人口は5,250人（令和3年（2021）2月末現在）、面積は約24平方キロメートルとなっています。



#### キャッチフレーズは「みかんと史跡の里」

地勢は、周囲を山に囲まれて中央が盆地となっており、中央部から北西に向かって木葉川が流れ、菊池川に合流しています。田畑、山林の割合が多く、産業は農業が主体で、町南部は、隣接する熊本市及び玉名市とともに金峰山麓オレンジベルトを形成するみかんの中核的生産地です。他にも、なし、すいか、ハニーローザなどの生産も盛んです。



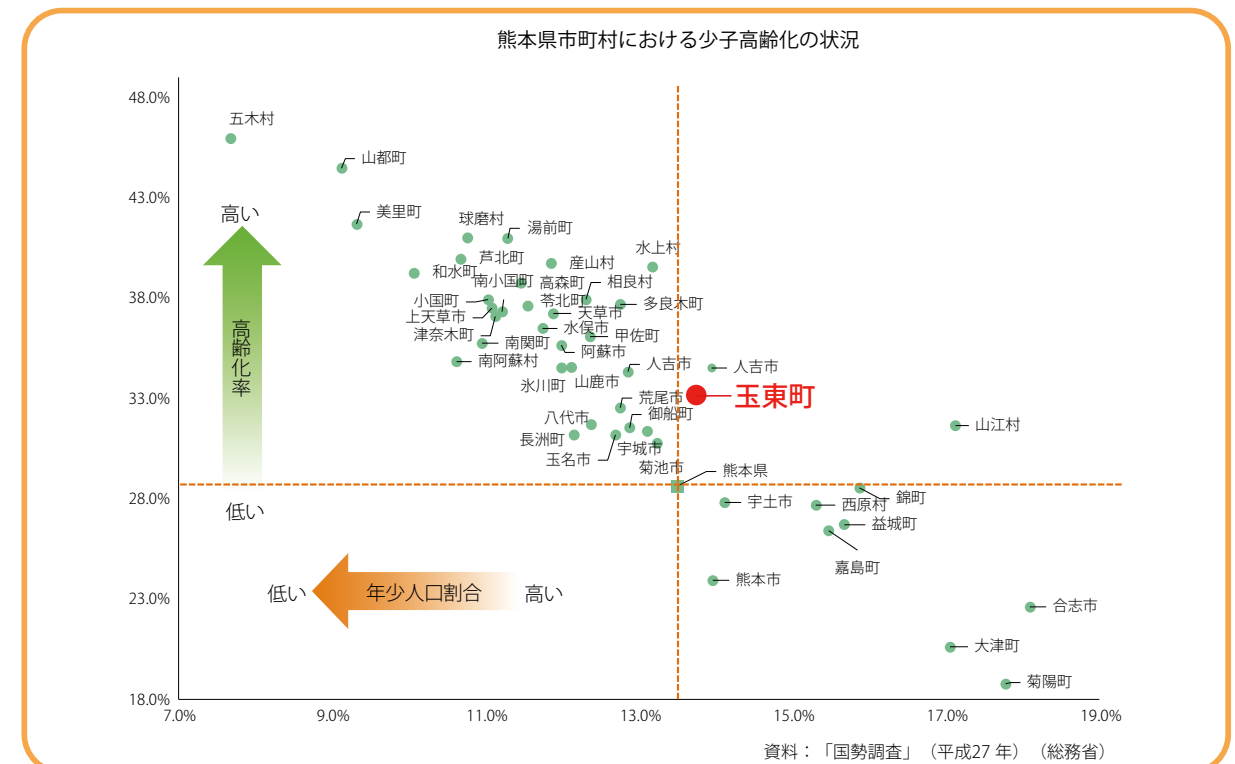
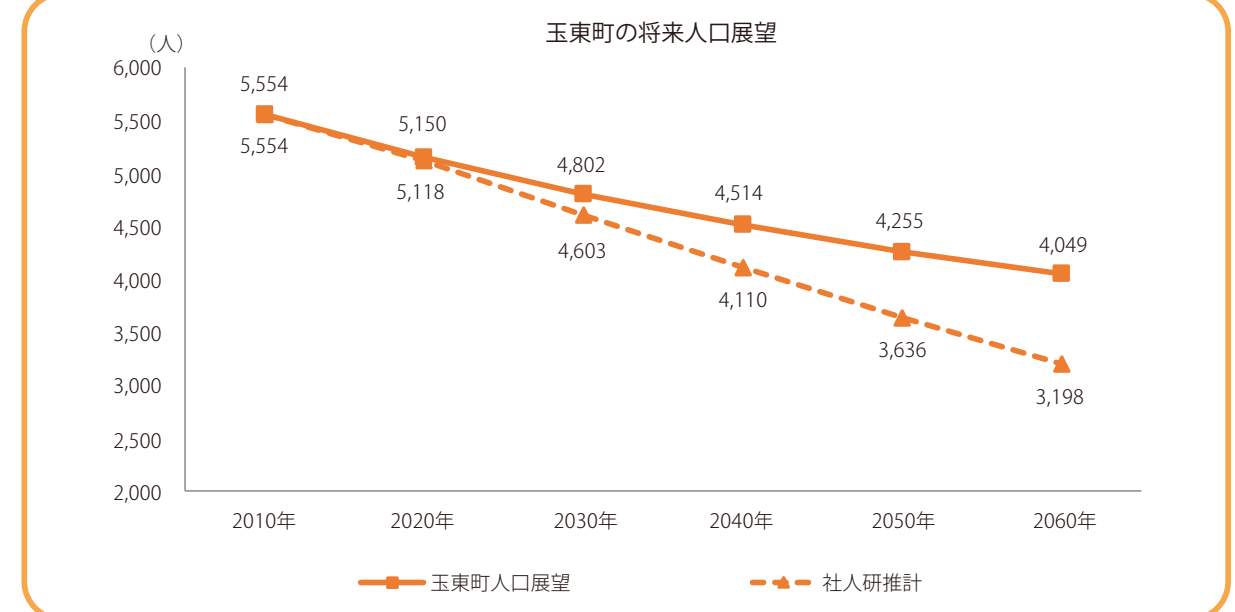
また、あらゆる時代の史跡が多く残っており、古くからある神社仏閣が町並みに溶け込んでいます。特に本町は、国内最後の内戦である西南戦争（明治10年）の舞台となったことから町域には多くの西南戦争遺跡があり、その内7ヶ所が国史跡として指定を受けています。

#### (2) 人口動態

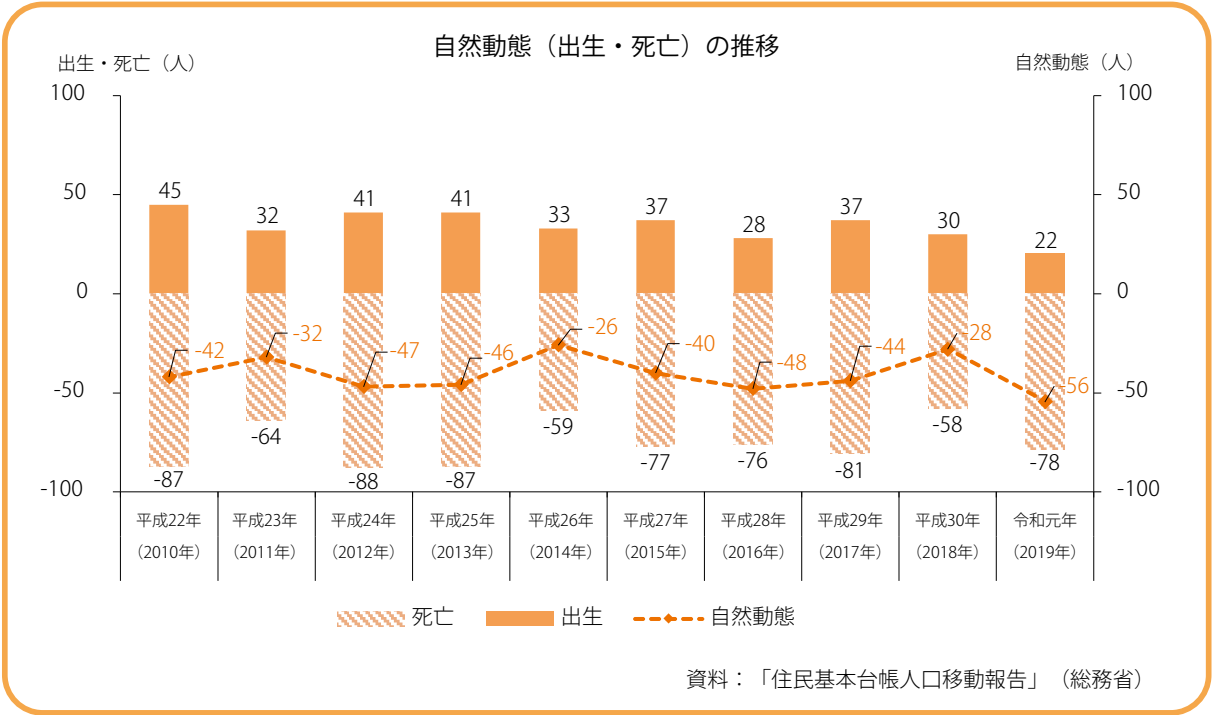
玉東町人口ビジョン（令和元年度改訂版）における社人研\*の推計によると、令和42年（2060）の本町の人口は3,198人まで減少するとされていますが、玉東町人口展望推計では4,049人となり社人研の推計値より851人の増加を見込んでいます。

また、どちらも減少の推計ではありますが、令和3年（2021）2月末現在の本町の人口は5,250人であり、社人研の予測した令和2年（2020）の人口5,150人を上回る数字となっており、住民・行政一体となり推進した施策の効果といえます。

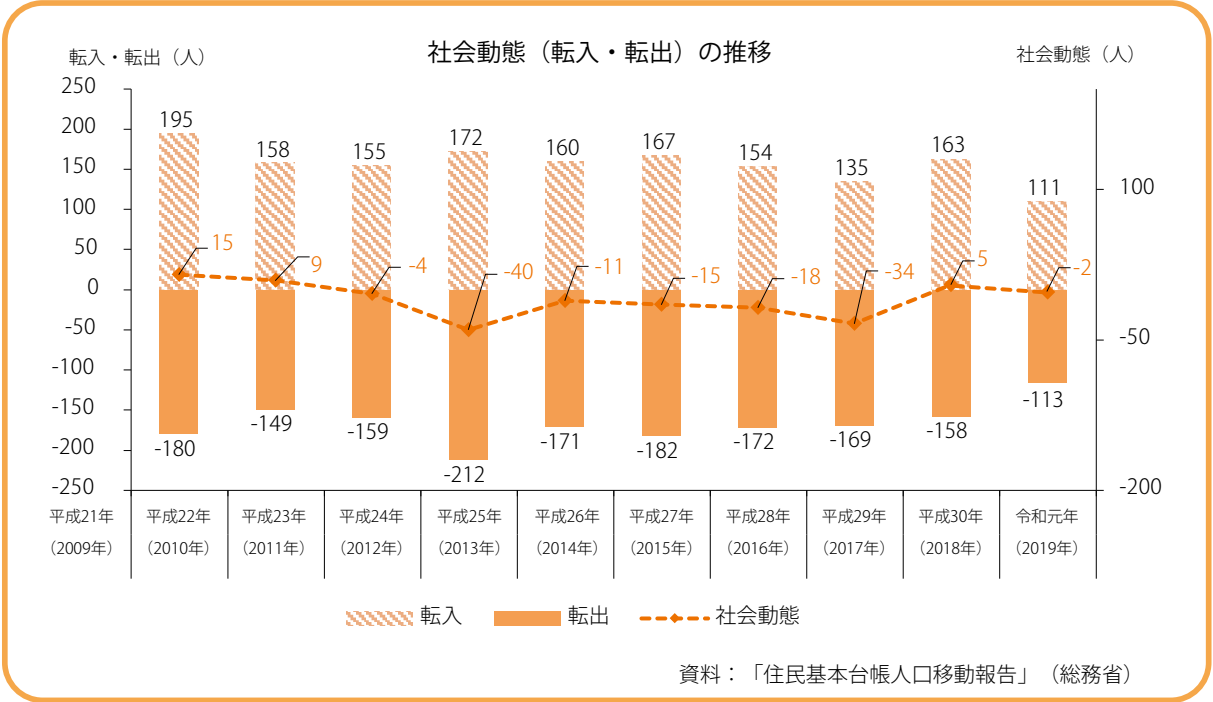
今後も人口減少による様々な課題の影響を最小限に食い止めつつ、本町の持つ強みを生かし、さらに魅力的で持続可能なまちを目指した取り組みをより一層進める必要があります。



本町の出生・死亡の推移をみると、死亡数が出生数を上回る「自然減」\*となっており、令和元年（2019）は出生数 22 人に対し、死亡数 78 人で 56 人の自然減となっています。



本町の転入・転出の推移をみると、近年においては転出数が転入数を上回る「社会減」\*となっており、令和元年（2019）は転入数 111 人に対し、転出数 113 人で 2 人の社会減となっています。

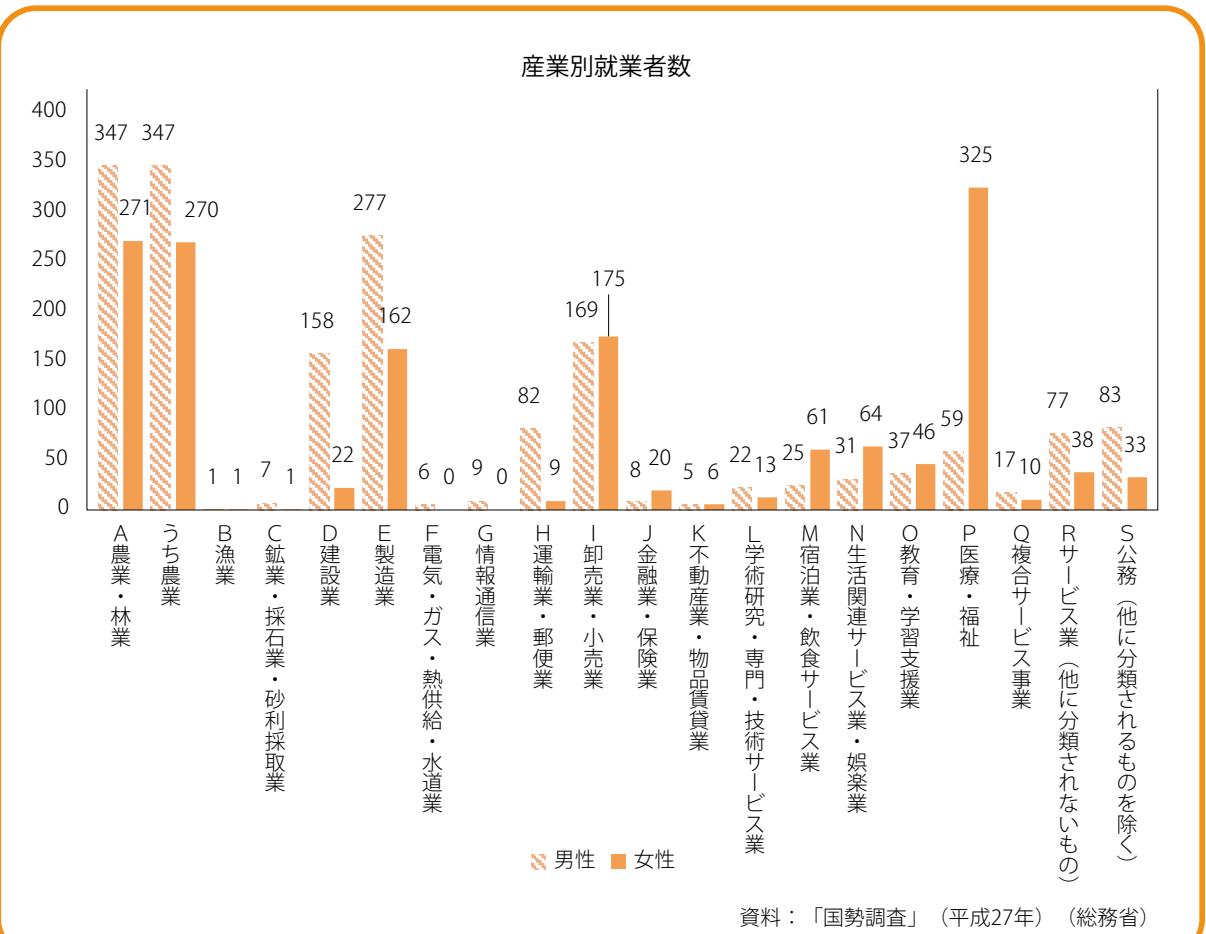
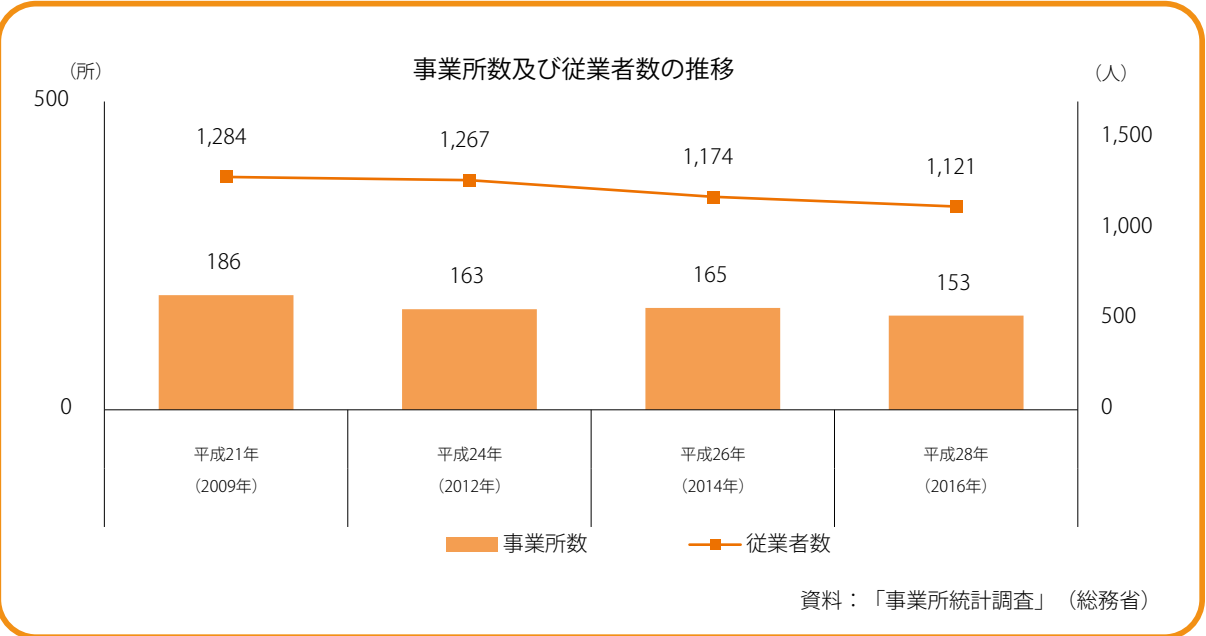


\*自然減＝死亡数が出生数を上回ること。  
\*社会減＝転出者数が転入者数を上回ること。

### (3) 産業の状況

玉東町の事業所数及び従業者数は、ともに減少傾向にあります。

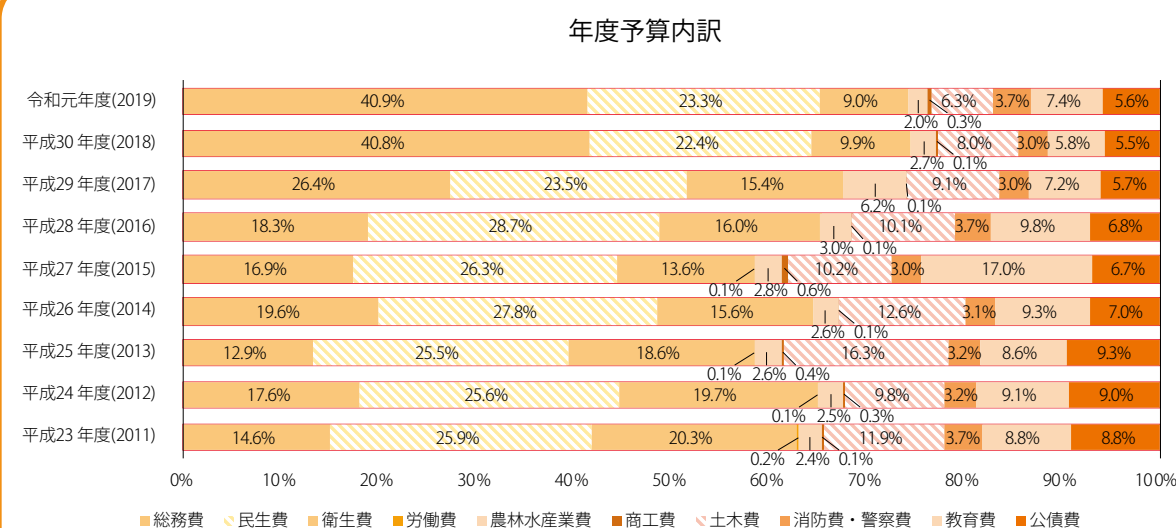
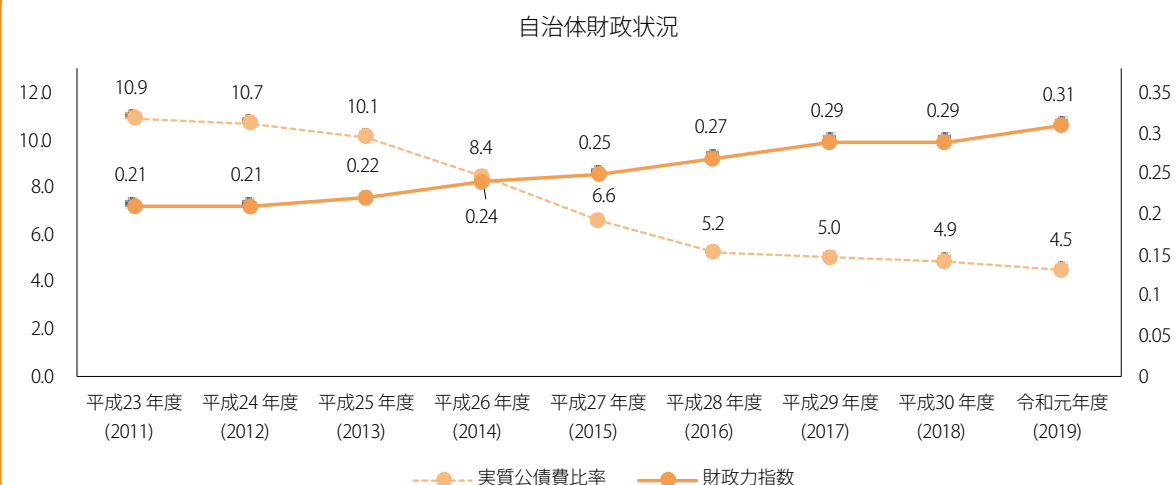
就業者数は、男女とも農業が多くなっています。性別でみると、男性就業者では製造業が多く、女性就業者では医療・福祉が多くなっています。



## （４）財政の状況

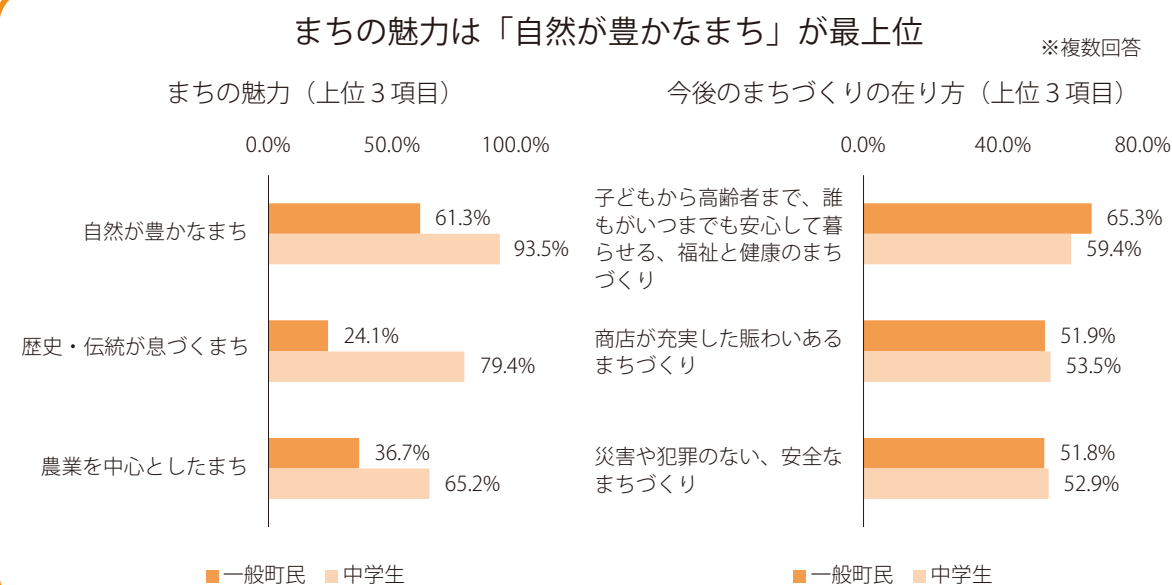
玉東町の財政力指数は年々上昇し、令和元年度（2019）においては0.31となっています。各年度における予算内訳については、近年、総務費の割合が高く、次いで民生費となっています。

今後、高齢化の進行や生産年齢人口の減少を背景に、税収入の減少や社会保障関係経費の増大等による財源不足が懸念されています。



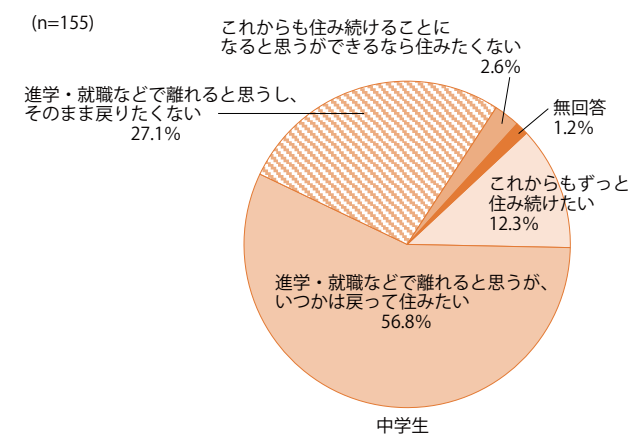
## 4 町民の声

まちの魅力については、一般町民及び中学生ともに「自然が豊かなまち」を最も上位に挙げ、今後のまちづくりについては、一般町民及び中学生ともに「子どもから高齢者まで、誰もがいつまでも安心して暮らせる、福祉と健康のまちづくり」を最も上位に挙げています。

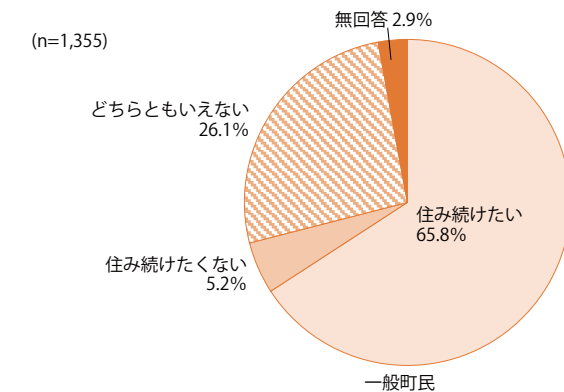


## 定住意向

●中学生に本町での居住意向を尋ねたところ、「進学・就職などで離れると思うが、いつかは戻って住みたい」が56.8%と最も多くなっており「これからもずっと住みたい」との回答は少数で、12.3%となっています。

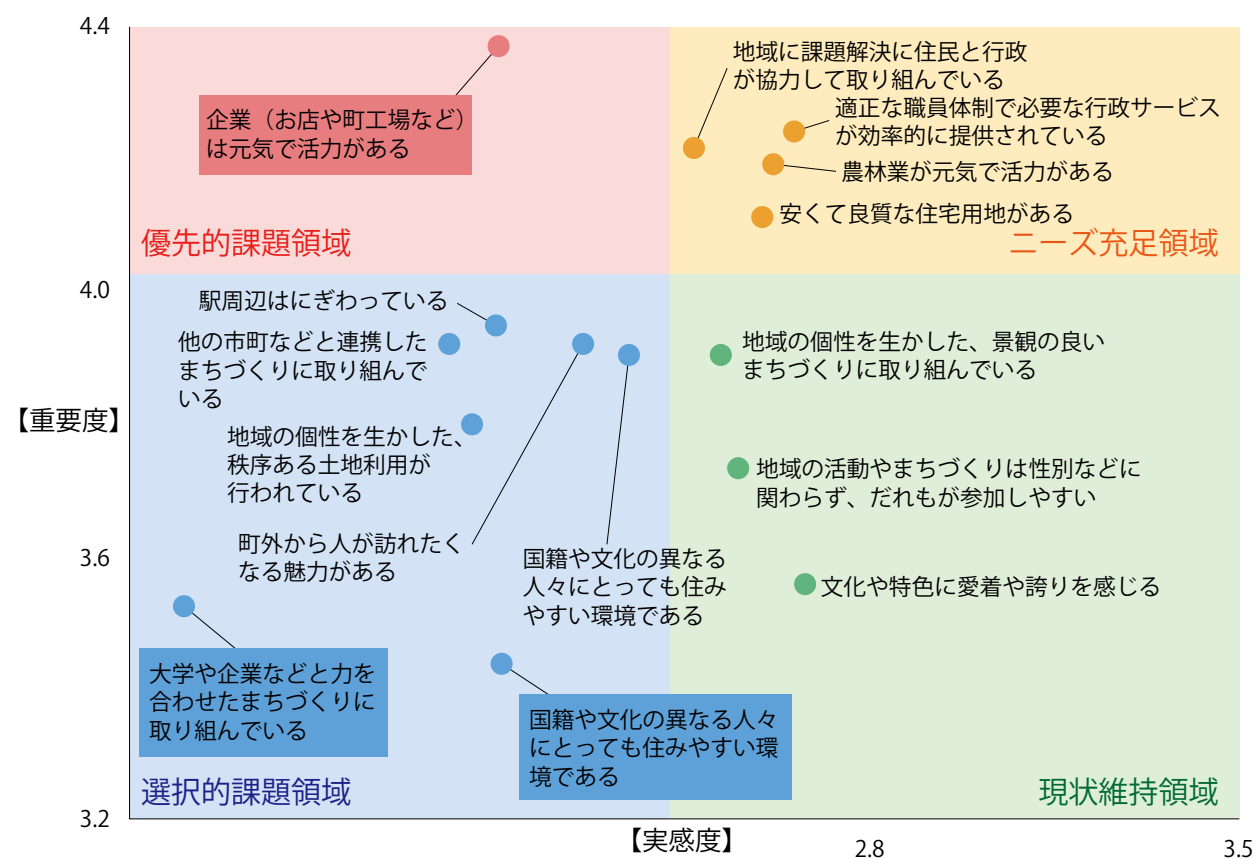


●一般住民に本町での居住意向を尋ねたところ、「住み続けたい」が65.8%と最も多くなっており、「どちらともいえない」との回答は約3割を占めています。



## まちについての実感度・重要度

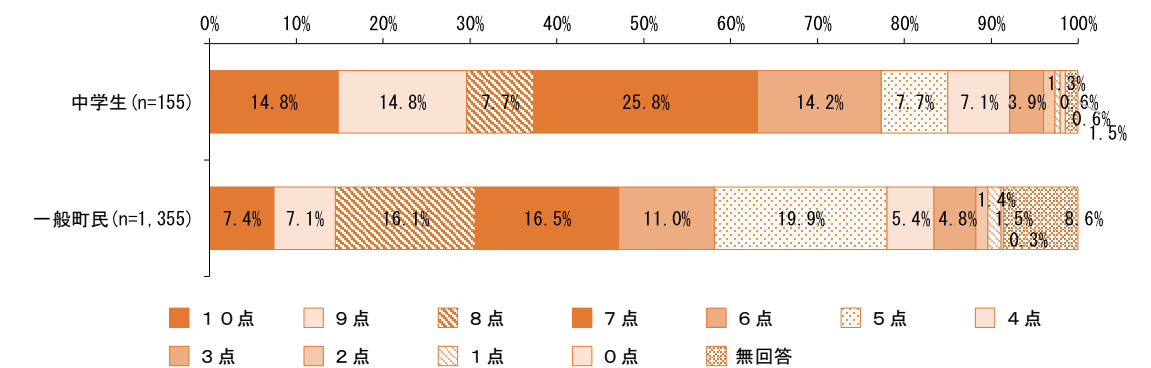
- 本町についての実感度・重要度を尋ねたところ、実感度が低く重要度が高い「優先的課題領域」には、「企業（お店や町工場など）は元気で活力がある」が分布しています。
- 「大学や企業などと力を合わせたまちづくりに取り組んでいる」「国籍や文化の異なる人々にとっても住みやすい環境である」については、実感度・重要度ともに低くなっています。



- 住民と行政の協力体制や、行政サービスの効率的な提供の評価は高まっています。また、安くて良質な住宅用地もあり、住みやすいまちづくりをさらに目指すとともに、将来への希望が持てるようなまちづくりが求められています。

## 幸福度

- 中学生に幸福度を 10 点満点で尋ねたところ、「7 点」が 25.8% と最も多くなっている上、7 点以上の回答者の割合が 6 割を超えています。
- 同じく一般住民では、「5 点」が 19.9% と最も多くなっています。7 点以上の回答者の割合は 47.1% となり、中学生と比較して低くなっています。

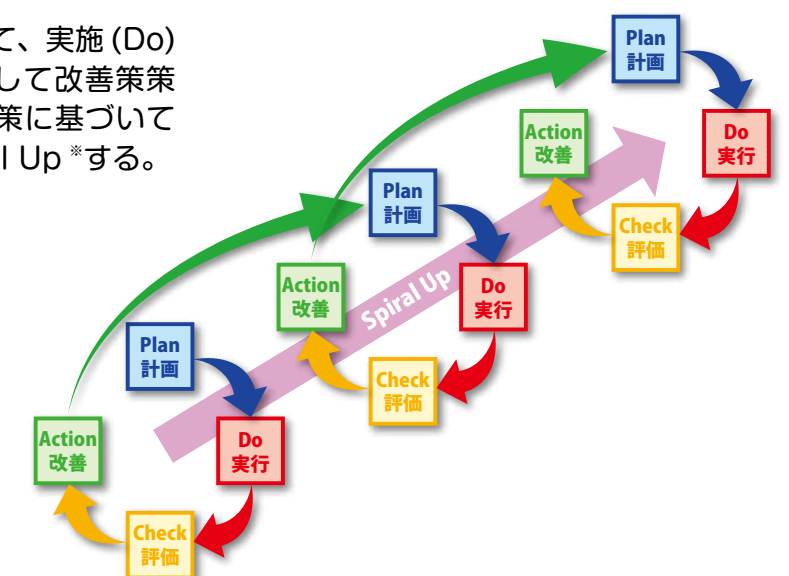


## 5 計画の進行管理と行政評価

総合計画は、本町の行政運営における最上位計画であり、この計画に位置付けた施策や事業の進捗の把握、成果の検証を行い、その結果を次年度以降の施策の実施に反映させていくことが求められます。

このため、行政評価を活用し、基本計画の施策ごとに評価を行い、それぞれの成果目標の達成状況、現状及び課題を検証することにより総合計画の確実な推進を図ります。

業務を計画 (Plan) して、実施 (Do) して、確認 (Check) して改善策策定 (Action) し、改善策に基づいて計画することで Spiral Up<sup>※</sup>する。



※ Spiral Up = 改善が奏効しあって継続的な改良・向上に結びつくこと。「善循環」「好循環」とも言う。

# 6

## 時代潮流への対応

### (1) 超高齢・人口減少社会への対応と地方創生の深化

国の総人口は、平成 27 年の国勢調査によると 1 億 2,709 万 4,745 人で、平成 22 年の国勢調査と比べ、96 万 2,607 人減少し、総人口に占める 15 歳未満人口も昭和 55 年以降減少が続いています。また、65 歳以上の人口割合は、昭和 25 年以降増え続けており、すでに超高齢社会を迎えています。

今後においても、人口減少と少子高齢化の進行により、労働力人口（生産年齢人口）の減少や国内需要の減少による経済規模の縮小に加え、2025 年問題※、さらには 2040 年問題※による医療や介護、年金等をはじめとする社会保障費の増大など、社会経済、ひいては地方財政に大きな影響を及ぼすことが予想されています。

こうした中、国では、若い世代の就労・結婚・子育てへの希望の実現や誰もが活躍できる地域社会の構築、また、地方への人の流れを生み出す仕組みづくり（関係人口の創出・拡大等）など、地方創生の深化に向けた施策に積極的に取り組んでいます。各自治体においても、地域の特性に応じた課題の解決に向けた魅力あるまちづくりへの取り組みを推進していく必要があります。

### (2) 地域共生社会の実現

少子高齢化・人口減少が進行し、核家族や単身高齢者世帯が増加する中、地域住民のつながりの希薄化が進み、住民ニーズや地域が抱える課題が多様化・複雑化しています。町内会加入率の低下に見られるように、地域への帰属意識の低下、地域における担い手の高齢化やリーダー不足など、地域コミュニティの機能の低下が懸念されています。

これまでの制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が地域の課題を「我が事」と捉え、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現に向けた取り組みが進められています。



※ 2025 年問題＝戦後すぐの第一次ベビーブーム（1947 年～1949 年）の時に生まれた、いわゆる「団塊の世代」が後期高齢者（75 歳）の年齢に達し、医療や介護などの社会保障費の急増が懸念される問題。

※ 2040 年問題＝日本の高齢者人口（65 歳以上）がピークになるとされる年。団塊ジュニア世代（1971～1974 年生まれ）が高齢者となり、65 歳以上が約 4,000 万人に達すると推定。

### (3) 地球環境の保全と安全・安心なまちづくり

世界的規模では、人口増加や経済活動の拡大によるエネルギー需要の拡大が、地球温暖化など地球的規模の環境問題を生じさせており、これを解決するためには、資源の大量消費を見直し、省資源・省エネルギー型に社会や生活を変えていくことが必要となっています。

近年においては、豪雨や地震等における災害が発生するなど、住民生活の脅威となっていることから、災害に対応したまちづくりも重要となっています。

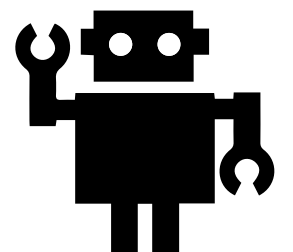
また、新型コロナウイルス感染症など、感染症の世界的大流行に対する備えが必要とされています。

さらには、高齢者を狙った詐欺、悪質な運転による交通事故など、身近で発生する事件・事故が多様化・複雑化しています。

### (4) Society5.0 社会（超スマート社会）への対応

国では、AI・ロボティクス、DX※等の先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、イノベーションから新たな価値が創造されることにより、誰もが快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることができる「Society5.0」の社会を世界に先駆け実現していく取り組みを進めています。

こうした取り組みや技術開発が進むことにより、人口減少と少子高齢化が進行する中であっても、国際競争力の強化や産業・経済の活性化が図られるとともに、労働力不足への対応をはじめとする社会的な課題解決にも寄与し、持続可能でより豊かな社会や暮らしにつながることが期待されます。



### (5) SDGs（持続可能な開発目標）の推進

SDGs とは、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」のことで、2030 年を期限とする、先進国を含む国際社会全体の 17 の目標と 169 のターゲットで構成され、「誰一人取り残さない」を理念とした国際社会における共通目標です。

国においても、平成 28 年 5 月に政府内に SDGs 推進本部が設置されるとともに、同年 12 月には、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」をビジョンとする SDGs の実施指針が決定されました。実施指針では、ビジョンを達成するための 8 つの優先課題と具体的施策が定められており、その達成に向けた取り組みを進めていく必要があります。



※ DX＝デジタルトランスフォーメーションの略称で、IT の活用を通じて、ビジネスモデルや組織を変革すること。

### 少子高齢化と人口減少の進行

- 少子高齢化の進行、人口減少は深刻さを増していますが、人口が減少しても豊かに暮らせる社会・経済を作り上げることが必要です。
- 少子化の進行は労働力人口の減少につながり、高齢化の進行は医療、年金などの財政需要が増大するため、地域全体での子育て支援体制の確立や高齢者が元気で安心して生活できる環境づくりなどの視点が重要です。



### 若者にとって希望がもてるまちづくり

- 進学等で町を離れても、将来的には町に戻る意向のある中学生は約 60%である一方、戻る意向のない中学生の理由で最も多いものは「玉東町にはない、様々な職業の中からやりたい事を探したいから」となっています。既存の企業、事業者等の活動を支えることに加え、地域の資源を活かした新しいビジネスや地場産業の革新、ものづくり企業が有する高い技術の新たな活用等を積極的に応援し、町内に働きがいのある多様な雇用を創ることが求められています。
- 子どもたちが「将来も玉東町に住み続けたい」と思えるまちにするためには、魅力ある仕事の創出や雇用の確保のほか、労働環境の向上を図る必要があります。また、定住を促進するに当たっては、子どもたちだけでなく、子育て世代にとっても魅力的なまちであるために、子育て世代の意見を取り込みながら子育て環境の整備の推進をしていくことが必要です。



### 安全・安心の確保

- 大型災害を想定した地域防災力の強化のため、地域の自主防災組織の活動支援を通じて、地域で助け合い、支え合う連帯感を醸成し、避難行動要支援者への避難支援対策の強化が必要です。
- 行政の取り組みだけでなく、地域での互いの助け合いや連携により、住民が主体となり安全・安心が確保されるまちづくりが必要です。



### グローバル化の中での経済情勢

- グローバル化の進展は経済のみならず、伝統や文化などにも及び、身近なこととして感じられようになったとともに、国際感覚を身に付ける教育の機会も増えています。地域の中で活躍する人材を育てるためには、社会性や主体性、コミュニケーション力を備えた、グローバルな視点で活躍できる人材育成への取り組みが重要です。
- 深刻化する人手不足や事業継承、さらなる労働生産性の向上など、農業を取り巻く環境を的確にとらえ、農業全体の経営安定や農地の保全・維持を図ることが必要です。

### 民間の主体的な取り組みへの支援

- 本町は「みかん」をはじめとし、様々な地域資源を有しています。それらを活かした雇用創出や、若い世代が安心して働ける職場の創出のため、民間企業との連携強化を図り、労働力の確保や販路・市場拡大の支援、適切な情報の提供が必要です。
- ベッドタウンとしての機能を有しているものの、大規模工場等の企業誘致には地形的に不利な面があるため、立地条件に合った企業誘致への施策が必要です。また、生産性向上や雇用力を高めるため、民間企業の事業拡大や先端技術の取り込みなど、主体的な取り組みの支援も求められています。

## SDGsの17の目標と詳細

|                                 |                                                                                               |                                  |                                                                                                           |
|---------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>1 貧困をなくそう</b><br>            | <b>1 貧困をなくそう</b><br>あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ                                                  | <b>10 人や国の不平等をなくそう</b><br>       | <b>10 人や国の不平等をなくそう</b><br>国内および国家間の格差を是正する                                                                |
| <b>2 飢餓をゼロに</b><br>             | <b>2 飢餓をゼロに</b><br>飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する                            | <b>11 住み続けられるまちづくりを</b><br>      | <b>11 住み続けられるまちづくりを</b><br>都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする                                                   |
| <b>3 すべての人に健康と福祉を</b><br>       | <b>3 すべての人に健康と福祉を</b><br>あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する                                      | <b>12 つくる責任 つかう責任</b><br>        | <b>12 つくる責任 つかう責任</b><br>持続可能な消費と生産のパターンを確保する                                                             |
| <b>4 質の高い教育をみんなに</b><br>        | <b>4 質の高い教育をみんなに</b><br>すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する                                 | <b>13 気候変動に具体的な対策を</b><br>       | <b>13 気候変動に具体的な対策を</b><br>気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る                                                       |
| <b>5 ジェンダー平等を実現しよう</b><br>      | <b>5 ジェンダー平等を実現しよう</b><br>ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る                                  | <b>14 海の豊かさを守ろう</b><br>          | <b>14 海の豊かさを守ろう</b><br>海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する                                                 |
| <b>6 安全な水とトイレを世界中に</b><br>      | <b>6 安全な水とトイレを世界中に</b><br>すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する                                       | <b>15 陸の豊かさを守ろう</b><br>          | <b>15 陸の豊かさを守ろう</b><br>陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る         |
| <b>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</b><br> | <b>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</b><br>すべての人に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する                      | <b>16 平和と公正をすべての人に</b><br>       | <b>16 平和と公正をすべての人に</b><br>持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する |
| <b>8 働きがいも経済成長も</b><br>         | <b>8 働きがいも経済成長も</b><br>すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する | <b>17 パートナリーシップで目標を達成しよう</b><br> | <b>17 パートナリーシップで目標を達成しよう</b><br>持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する                                  |
| <b>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</b><br>    | <b>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</b><br>強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る                      |                                  |                                                                                                           |

# 基本構想

# まちの将来像

## 一人ひとりが手を取りあい、 未来へ向かって挑戦するまち

わたしたちのまち「ぎよくとう」には、古くは縄文時代に始まる歴史や、近代日本の礎となった西南戦争遺跡をはじめとする文化歴史遺産、豊かな実りをもたらしてくれる自然環境、ベッドタウンとして最適な交通利便性と立地など、さまざまな魅力があふれています。

まちを支えてきた先人たちの想いや誇りを受け止め、玉東町の「さまざまな魅力」を固有の財産と捉え、わたしたちすべての住民が「ぎよくとう」のまちづくりに関わり、わたしたち一人ひとりの誇りと挑戦で未来を創造できるまちづくりに取り組み、独自の輝きにより多くの人々を惹きつけるまちとなることを目指します。

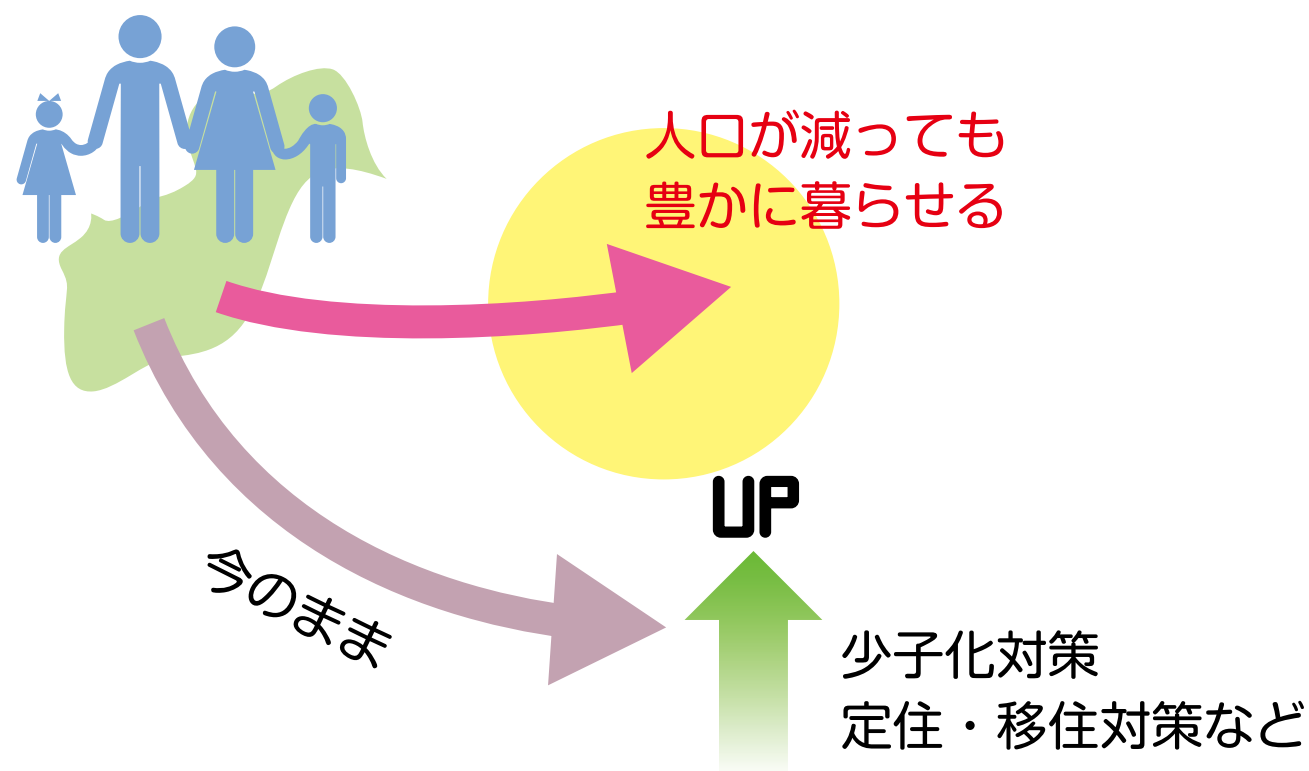
わたしたちのまちへの愛着と誇りを礎に、新たな挑戦により、これからの玉東町を築いていくために、次のとおり将来像を定めます。

# 1 人口の将来展望

全国的に人口は減少の時代を迎えていますが、この流れにしっかり抗いながら、持続可能で豊かに暮らせる社会・経済を作り上げることが必要です。今後も長期的な視点での少子化対策や、移住・定住につながる住環境整備などが必要です。

このような状況のもと、本町においては、暮らしやすい環境整備などによる転出者の抑制や、20歳代後半から30歳代後半のUターンやIターンといった転入者の増加方策により社会減の抑制を図ります。

また、高齢化のさらなる進行に適切に対応し、サービスの確保やまちの活力維持のほか、関係人口の増加策にも積極的に取り組み、計画最終年度の令和12年（2030）の目標人口4,802人を目指します。



# 2 まちの将来像の実現に向けて

まちの将来像「一人ひとりが手を取りあい、未来へ向かって挑戦するまち」の実現に向けて、次の3つの方針に基づいてまちづくりに取り組んでいきます。

方針  
1

## 誰もが幸せを実感できるまちづくり

玉東町は、熊本市・玉名市に隣接し、主要交通機関としてJR（木葉駅）が利用できるとともに、町内全域を無料循環バスが運行するなど、交通の利便性に恵まれた暮らしやすい環境にあります。

安心して子育てができ、充実した教育・福祉政策により生活に生きがいを持てるこのまちで、まちの主役となる住民が、働き、暮らし、楽しみ、ふれあい、学ぶことができる豊かな人生を実感できる「ぎょうとう、づくりを展開します。

人口減少対策  
の視点

方針  
2

## みんなで進める協創のまちづくり

一人ひとりがまちづくりの主役としての役割と責任を担い、行動していくことが、まちへの愛着や誇りを高めると信じます。

住民、団体、企業、地域、行政等といった多様な主体が連携し、相互に助け合いながら協力しあう協働をさらに進め、新たなまちの魅力や地域の価値を高め、まちの未来を共に創り上げていく「協創のぎょうとう、づくりを展開します。

地域共生社会  
構築の視点

方針  
3

## 新たな人材や価値を生み出す 創造のまちづくり

まちの魅力に誇りを持ち、まちを愛するところを備えた「未来の人材」の育成に力点を置くとともに、新たな時代に対応したまちづくりには、玉東町において留意すべき社会環境動向を的確に捉え、グローバル化\*、デジタルトランスフォーメーション\*、技術革新、SDGs\*、Society 5.0\*等に対応して様々なデータを活用し、エビデンス\*に基づき政策を立案することで、イノベーション\*につながる「ぎょうとう、づくりを展開します。

持続可能な  
まちづくりの  
視点

※グローバル化＝国家などの境界を越えて広がり一体化していくこと。また、経済活動やものの考え方などを世界的規模に広げること。  
※デジタルトランスフォーメーション＝ITの活用を通じて、ビジネスモデルや組織を変革すること。DX。  
※SDGs＝国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」。「誰一人取り残さない」を理念とした国際社会における共通目標。  
※Society 5.0＝AI・ロボティクス、DX等の先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、新たな価値が創造されることにより、誰もが快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることができる社会。  
※エビデンス＝証拠・根拠  
※イノベーション＝技術革新

### 3 将来像を実現するための基本方針

#### まちなか環境と自然環境が調和した住みやすいまちづくり

発展していくまちの形成に向けて、多様な都市機能や居住機能を「駅を中心としたまちなか拠点」へと集約させることにより、まちの快適性・利便性・安全性を効率的に確保し、高齢者や子育て世帯など幅広い世代の誰もが住んでみたいと思えるまちづくりを目指します。そして、この「駅を中心としたまちづくり」により、利便性の高い定住促進のまちの認知度向上を図り、長期的な人口の社会増\*を目指します。

また、森林、河川、農地などを保全・活用し、環境負荷の少ない地域社会づくりを進めながら、自然と調和した良好な住環境の形成を図ります。

自然災害に対する防災や減災対策、危機管理体制の強化をはじめ、消防や救急体制、防犯対策、交通安全対策など住民の生命や財産を守る環境整備により、安全に安心して暮らすことのできるまちを目指します。



※社会増=人口流入数と流出数の差がプラスとなること

#### 未来を拓き、次代を担う人材を育むまちづくり

子育て支援、学校教育などの充実を図り、妊娠・出産期から切れ目のない支援を行うことで安心して子どもを生み育てられる環境づくりを進めます。

また、家庭・地域・学校などの連携のもと子どもたちの健全な育成を町全体で支え、子どもたちが育ちと学びの中で生涯にわたって郷土文化を愛する「こころ」と、未来を切り拓くための「ちから」を備えたたくましい人材育成に取り組み、未来へ輝く人材を育むまちを目指します。



#### すべての人が生き生きと人生を謳歌できるまちづくり

##### 基本目標

### III

人生 100 年時代に向け、支援が必要な人を地域全体で支え助け合う体制づくりを進めるとともに、誰もが自分らしい人生を送るため、若年期からの健康づくりや介護予防など、健康寿命の延伸に取り組みます。

少子高齢社会の進展や地域の連携の希薄化など、様々な課題が山積する中、安心して暮らせる環境と幸せな生活を実現するため、地域包括ケアシステム\*における保健・医療・介護・福祉サービスが充実したまちを目指します。



#### 地域の特性を活かした、活力と魅力にあふれるまちづくり

町の活力の維持・向上を図るためには、産業経済の発展は不可欠であり、賑わいづくりや居住地として選ばれるための仕事づくりという観点からも、産業振興は重要な施策です。

県内有数の産地である果樹など、基幹産業である農産品のブランド化や意欲ある担い手支援などの農業振興、商工業・サービス業、雇用・労働環境など企業の経営基盤の強化・事業継承の安定化、また、若い世代が安心して働ける職場の創出を目指します。

さらに、自然・歴史文化などの地域資源を生かした観光などの賑わいづくりや、まちの魅力発信に取り組むことで、町内外の人々が魅力を感じ、「暮らしたい」「働きたい」「訪れたい」と思える活力と賑わいのあるまちを目指します。



##### 基本目標

### IV

#### 自助・共助・公助の連携で未来をつくるまちづくり

平和と人権を尊重し、性別や年齢、国籍、障がいの有無、価値観の違いなどに関わりなく、互いに認め合いながら住民・事業者・団体など多様な主体が参画し、協創による地域づくり・まちづくりを推進します。

「自分たちのまちは、自分たちで守る」という当事者意識を育て、地域コミュニティを構成する多様な主体が責任と役割を認識し、自助・共助・公助を適切に組み合わせ相互の連携と協力による協働のまちづくりを推進し、つながりとふれあいのあるまちを目指します。

行財政改革や公共施設の適正管理、情報通信技術の活用、近隣市町との広域連携、住民や事業者との協働などにより、組織や業務の効率化、サービスの向上などを図り、健全で安定した行財政運営に努め、持続的に質の高い住民サービスを提供できるまちを目指します。



※地域包括ケアシステム=団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が切れ目なく一体的に提供される体制のこと。

# 4 総合計画の体系

まちの将来像

方針

基本目標

基本施策

一人ひとりが手を取りあい、未来へ向かって挑戦するまち

誰もが幸せを  
実感できる  
まちづくり

みんなで  
進める協創の  
まちづくり

新たな人材や  
価値を生み出す  
創造の  
まちづくり

## 基本目標 I

まちなか環境と自然環境が  
調和した住みやすい  
まちづくり

生活基盤  
環境分野

I - ① 自然と共生する  
快適な生活環境

I - ② 機能性の高い魅力的な  
生活空間の整備

I - ③ 危機管理・  
防災の充実

I - ④ 生活安全性の向上

## 基本目標 II

未来を拓き、次代を担う  
人材を育むまちづくり

子育て  
教育分野

II - ① 結婚・妊娠・出産・  
子育て支援の充実

II - ② 健全な心身と確かな  
学力の育成

II - ③ 生涯の生きがいづくり  
と青少年育成

## 基本目標 III

すべての人が生き生きと  
人生を謳歌できるまちづくり

健康  
医療  
福祉分野

III - ① 健康づくりと  
地域医療の充実

III - ② 地域共生社会の実現

III - ③ 高齢者福祉の充実

III - ④ 障がい者福祉の充実

## 基本目標 IV

地域の特性を活かした、  
活力と魅力にあふれる  
まちづくり

産業  
しごと分野

IV - ① 農業の振興

IV - ② 玉東ブランドと  
商工業の振興

IV - ③ 雇用の創出

IV - ④ 地域特性を活かした  
観光の振興

## 基本目標 V

自助・共助・公助の  
連携で未来をつくるまちづくり

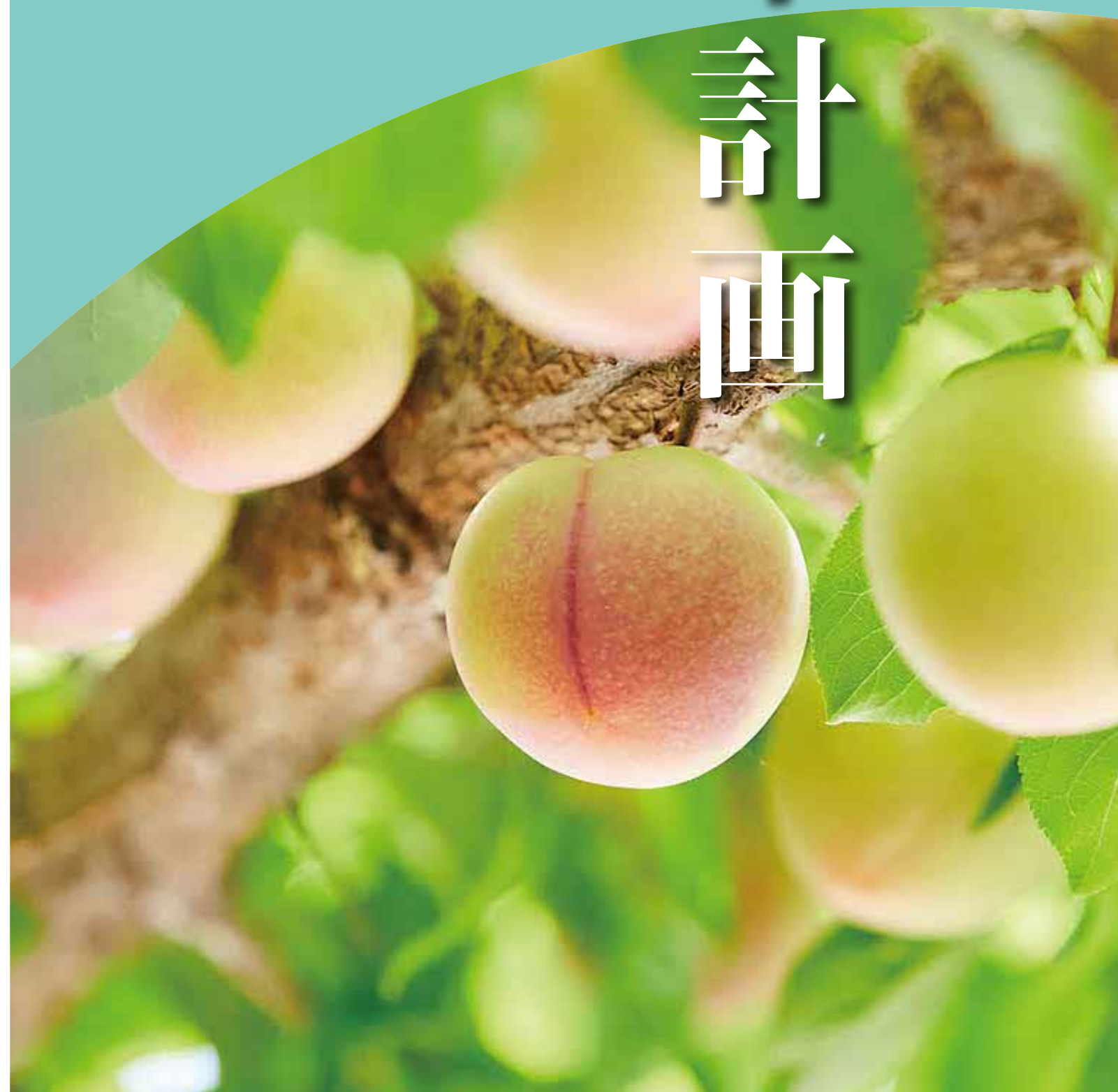
住民協働  
行財政分野

V - ① 住民参加型による魅力  
ある地域づくりの推進

V - ② 一人ひとりの人権の尊重と  
多様性を認め合う社会の実現

V - ③ 信頼される行政運営の  
推進

# 基本 計画



# 生活基盤・ 環境分野



# I-① 自然と共生する快適な生活環境



## 現状・課題

- 本町は豊かな自然環境を有しており、山林・農地の保全は多種多様な生態系を維持する上で重要です。
- 住民生活を支えるサービス機能や農業生産の緑地が確保され、持続可能なまちづくりに向けた均衡ある土地利用の維持・活用を進めています。
- 公園や街路樹の適切な維持管理を進めるため、住民一人ひとりの環境や美化に対する意識向上や、地域住民・事業者・行政の協働した取り組みが必要です。
- 一般家庭での廃棄物の適正処理と資源循環を進めるため、ゴミ排出量削減とともに、資源としてのリサイクルや再生可能エネルギーの利活用が必要です。
- 水に対する満足度は高く、大切な水を安定して供給することは、今後も必要とされています。

## 施策の方針

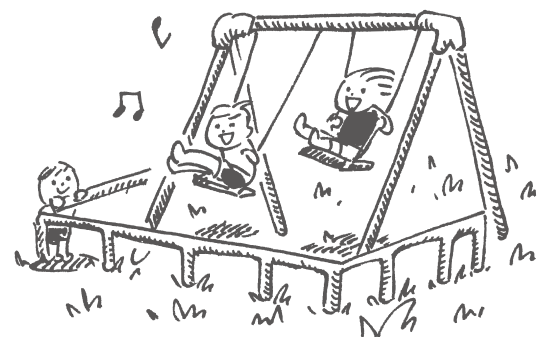
- 均衡のとれた土地利用により持続可能なまちを形成するため、地域特性への配慮、自然環境との調和、災害に対する安全性の確保、良好な景観形成等を考慮しながら、総合的・計画的な土地利用を推進します。
- 一般廃棄物については、さらなる分別・減量・資源化を図り、機能維持とともに適正処理に努め、資源循環型社会の形成と地球温暖化対策に取り組みます。
- 安全・安心な水質の水道水を安定供給するため、水道事業経営の更なる健全化・効率化を図ります。

### 主要施策

1. 計画的な土地利用の推進
2. 自然環境の保全
3. 公園・緑地等の整備
4. 低炭素社会・循環型社会の形成
5. 衛生的な地域環境の形成と環境美化の推進
6. 安全で安心な水の安定供給

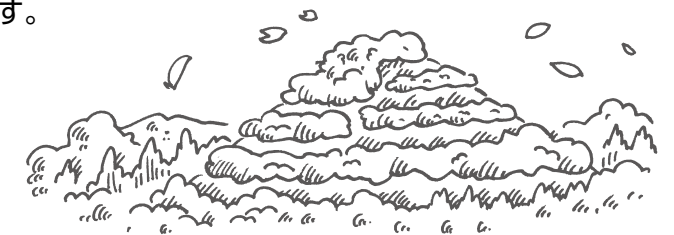


- ◆玉東町のイメージといえば“自然が豊かなまち”
- ◆公園も整備されていて利用しやすい



## 1 計画的な土地利用の推進

- ①活力あるまちとしての成長的視点から、生活を支える中心部としての機能性向上、それを取り囲む豊かな自然環境及び資源等を相乗的に高める土地利用を推進し、これからの時代を先導する活力あるまちづくりを進めます。
- ②無秩序な開発を抑制するとともに、山林や農地の保全など関係機関との連携を図りながら、景観資源を生かしたまちづくりを進めます。



## 2 自然環境の保全

- ①山林の有する公益的機能による水質の維持向上を図るため、水源かん養林の維持を計画的に進めます。
- ②新たな森林経営管理制度の運用により、適切な森林経営が行われていない森林の経営管理を林業経営体に集積・集約化します。
- ③身近な自然、生き物などに対する学習を通じて、住民の地球環境や自然環境に対する意識の向上を図り、持続可能な社会を実現するための活動を推進します。

## 3 公園・緑地等の整備

- ①公園・緑地のもつ多面的役割を持続させるため、公園・緑地の適正な配置と計画的な整備・改修を図ります。
- ②各公園の地理条件や特性を活かし、イベント集客や収益面など、経営的視点に立った管理運営に努めます。
- ③国指定史跡西南戦争遺跡に係る史跡公園については、これまで守られてきた周辺の自然環境や生業により維持されてきた側面があります。有用な資源として将来のまちづくりに向けて展開していくためにもその保全に取り組みます。



## 4 低炭素社会・循環型社会の形成

- ①家庭でのCO<sub>2</sub>削減を図るため、各家庭内における省エネの推進や、スマートムーブ<sup>※</sup>を促進するなど、住民一人ひとりの環境意識の醸成を図ります。
- ②住民に対する3R<sup>※</sup>（リデュース・リユース・リサイクル）の普及啓発等により、家庭系ごみの減量と資源化を推進し、環境負荷の低減と資源の循環利用を図ります。
- ③事業者に対し、ごみの発生抑制や資源化推進の啓発・指導を通じて、事業系ごみの減量と資源化を推進します。

## 5 衛生的な地域環境の形成と環境美化の推進

- ①快適な住民生活を確保するため、ごみのポイ捨て、ペットのふん害防止の啓発活動など、衛生的できれいな地域環境の形成を図ります。

## 6 安全で安心な水の安定供給

- ①安全で良質な水を供給するため、原水から給水に至るまでの水質安全対策に努めます。
- ②水道施設の適正な維持管理に努めるとともに、中長期的な財政見通しの下、老朽施設を計画的に更新します。



※スマートムーブ＝通勤・通学・買い物・旅行などにおける日々の「移動」を「エコ」にする新たなライフスタイルの提案。  
 ※3R＝Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）及びRecycle（リサイクル）の総称。リデュースは物を大切に使いごみを減らすこと、リユースは使える物は繰り返し使うこと、リサイクルはごみを資源として再び利用すること。

# I-② 機能性の高い魅力的な生活空間の整備

## 現状・課題

- 「駅を中心としたまちづくり」を推進してきたことで、新たな街並みの形成と定住人口の確保などの成果を上げることができましたが、更なる賑わいの創出が求められています。
- 移住・定住の促進を図るため、民間活力を利用した住環境の整備を進めていますが、より一層、若い世代の定住化、高齢者・障がい者や子育て世代等への支援が必要です。
- 国道208号や主要幹線道路から生活道路における交通ネットワークの向上による人・モノの円滑な流れの確保が求められています。

## 施策の方針

- 「駅を中心とした拠点機能」とその他の地区の魅力を有効的に結び付け、誰もが暮らしやすさや豊かさを実感できるようなまちづくりを推進します。
- 人口の流出を抑制し、住民の住宅ニーズに合った住まいの供給を確保しつつ若い世代の定住化を促進するため、住宅施策を推進します。
- 町内外の交流の活性化や町内交通の円滑化を図るため、機能的な幹線道路や生活道路を整備し、地域の産業経済、住民生活の利便性・安全性の向上を図ります。

### 主要施策

1. 木葉駅を核とした賑わい創出プロジェクトの推進
2. 移住・定住につなげる住宅施策の展開
3. 道路の整備促進



◆交通の便は良いけど・・・  
 もう少し駅周辺に賑わいが欲しい、  
 お店が少なくて買い物など不便



## 1 木葉駅を核とした賑わい創出プロジェクトの推進

- ①「町の玄関口」となる駅前を「町の顔」と位置付け、賑わいの拠点である「ぷらっとぎょうとう」「ゆめ・ステーション・このは」への誘導を図るなど、人々が回遊したくなる魅力ある空間の形成を目指します。
- ②木葉駅周辺の回遊性の向上・活性化に向けて利用者の視点から課題を見つめ、快適に利用できる歩いて楽しい駅周辺の形成や、さらなる賑わいの創出を推進します。
- ③木葉駅前にマンション（地域優良賃貸住宅※）等を整備し、住宅用分譲地とは違う移住者ニーズに対応します。
- ④全ての住民が駅周辺の公共施設を安全かつ円滑に利用できるよう、ユニバーサルデザイン※の視点に基づいた整備を推進します。

## 2 移住・定住につなげる住宅施策の展開

- ①「オレンジタウン」、「さくらタウン」、「シルクタウンこのは」の住宅用分譲地整備に続き、新たな住宅用分譲地整備の検討を進め、更なる移住者の迎え入れを目指します。
- ②住宅用分譲地だけでは、土地と家を購入する前段階にある若年層や購入資金の準備が難しい高齢者層のニーズには対応できないため、住宅需要を見極めながら必要に応じた賃貸住宅の整備も検討します。
- ③空き家を町の資源と捉え、活用可能な空き家の空き家バンクへの登録を促すことで、空き家問題の改善と移住・定住推進の両立を図ります。
- ④分譲地や空き家への移住に関する補助制度の周知と併せ、町の取り組む子育て、教育支援などの魅力の発信を図ります。

## 3 道路の整備促進

- ①各地域における道路の改良を進め、生活利便性向上と交通安全の確保を図ります。  
また、国道 208 号や県道部田見木葉線の改良について国や県への働きかけを行い、それに併せて県道改良に伴うまちづくりの検討を始めます。
- ②集落内道路については、補助（交付金）・起債事業を活用し、優先順位を設け計画的に道路整備を進めていきます。

※地域優良賃貸住宅＝子育て世帯や高齢者等の居住の安定に特に配慮が必要な世帯のための住宅。公営住宅と比べ所得制限が少ない。  
※ユニバーサルデザイン＝障害の有無や年齢、性別、人種などにかかわらず、たくさんの人々が利用しやすいように製品やサービス、環境をデザインする考え方。

# I - ③ 危機管理・防災の充実

## 現状・課題

- 大雨・地震などによる災害に備えた河川等の施設整備が必要となっています。また、様々な災害に対応できるように整備を行った災害対策全般を定める「国土強靱化地域計画」、「地域防災計画」のほか、被災支援を円滑に受け入れるための「受援計画」を災害対策の指針とし、今後も必要に応じて適宜計画の見直しを行っていきます。
- 想定を超える台風や豪雨による風水害・土砂災害が増加しており、防災拠点となる環境整備が求められています。
- 少子高齢化社会に対応した効果的な消防・救急体制づくりが求められています。
- インフルエンザや、終息の見えない新型コロナウイルス感染症等に対する体制整備が求められています。

## 施策の方針

- 災害から住民の生命・財産を守るため、地域住民との協働によって地域防災体制を充実し地域の防災力を向上するとともに、官民がより連携を深め、総合的な防災や減災対策を推進します。
- ウイルス等感染拡大を予防するため、それぞれの日常生活において各個人の生活に合った「新しい生活様式」の実践を促します。
- 多種多様化する災害に対応するため、地域防災の要である消防団と消防体制の強化に取り組むとともに、救急体制の更なる充実を図り、住民の安全・安心の確保を推進します。

### 主要施策

1. 災害に強いまちづくりの推進
2. 地域防災力の向上
3. 情報通信体制の強化
4. 消防・救急体制の向上
5. 新たな感染症への対応



◆災害に対する備えが十分でないと感じている人が多い



## 1 災害に強いまちづくりの推進

- ①「国土強靱化地域計画」、「地域防災計画」に基づき、ライフラインの耐震化や浸水対策などを進めるとともに、避難所については様々なリスク・機能・プライバシー等に考慮し対策を強化します。
- ②発災時における初動対応と早期の復旧・復興に向け、住民と事業者、行政との連携強化を図ります。
- ③大規模災害時の受援体制について、円滑に機能するための訓練や他の機関との連携体制の強化を図ります。
- ④県による木葉川の河川改修と協力し周辺整備を行うことで災害に強いまちづくりを推進します。
- ⑤今後整備を進める史跡公園等については、避難所としての機能を備えたものとし防災拠点のひとつと位置付けます。

## 2 地域防災力の向上

- ①大切な命を守るため、防災マップや広報等により普段から食料の備蓄や避難ルートの確保等の「自助」を呼びかけます。
- ②自主防災組織に対し防災支援員等の講習会を実施し防災意識の向上を図るとともに、組織リーダーを育成し「共助」を促進します。
- ③防災拠点等の整備を行い、災害に強い町として「公助」の機能強化を図ります。

## 3 情報通信体制の強化

- ①災害時は迅速かつ確実な情報伝達が重要であるため、防災行政無線・町ホームページ・防災メール及びSNS等の情報伝達手段を用い災害時の情報通信体制を強化します。

## 4 消防・救急体制の向上

- ①多種多様化する災害に対応できるよう有明広域行政事務組合による消防施設及び車両や装備、地域消防団の支援を充実させることにより、総合的な消防体制の強化を図ります。
- ②緊急体制を整備するため、有明広域行政事務組合へ働きかけ、常備消防である救急救命士の育成と緊急業務の高度化を推進するとともに、非常備消防である消防団員数の維持及び技術向上に努めます。

## 5 新たな感染症への対応

- ①新型コロナウイルス感染症などの新たな感染症への対応指針に基づき、保健所や医療機関等との連携強化と迅速な対応ができる体制を構築します。また、感染症の発生時に必要な物資についての備蓄・調達・輸送体制の整備を行っていきます。

# I - ④ 生活安全性の向上

## 現状・課題

- 通学路等における子どもの交通事故防止のため、危険箇所を把握し、交通安全対策を進めることが必要です。
- 窃盗・傷害などといった犯罪をはじめ、高齢者を狙った特殊詐欺や子どもが巻き込まれる犯罪への懸念から、地域で犯罪抑止に取り組むことが必要です。

## 施策の方針

- 住民が犯罪や交通事故に巻き込まれることのない、安全・安心なまちづくりを目指し、防犯・交通安全対策を推進します。
- 消費者行政において1市3町（玉名市、玉東町、和水町、南関町）で連携し、情報共有及び相談体制の充実を図り住民の暮らしを守ります。

### 主要施策

1. 防犯体制の充実
2. 交通安全対策の推進
3. 消費者教育の充実



- ◆犯罪への不安は少ない
- ◆中学生では自動車や自転車などの交通事故に危険を感じている人が多い



## 1

### 防犯体制の充実

- ①各地区における従来の防犯灯をＬＥＤ化することで球切れによる整備不良を軽減し、継続的な犯罪抑止を図ります。また、地域における防犯活動を支援し、見守りの担い手づくりを推進します。
- ②児童生徒の通学の安全確保や町内犯罪の抑止力として、防犯パトロールを実施します。
- ③巧妙化する特殊詐欺を始め多様化する犯罪に備えて、講座や広報等を通じて最新の防犯情報の周知を図ります。
- ④地域の見守り及び防犯対策強化のため、町内に防犯カメラの整備推進を図ります。

## 2

### 交通安全対策の推進

- ①警察や学校関係者等と連携し、交通事情に適した交通安全施設の維持・改善を図ります。
- ②児童や高齢者に対する交通安全教育等を充実させ、家庭や学校と連携した交通事故防止のための活動を支援します。
- ③高齢者の事故防止に向け、運転免許返納などの啓発活動を強化します。また、運転者への安全運転に関する啓発を行い、事故発生件数の減少に努めます。
- ④住民一人ひとりが「飲酒運転をしない・させない・許さない」という認識をもって、家庭や職場、地域が一体となって「飲酒運転の撲滅」を目指します。



## 3

### 消費者教育の充実

- ①消費者トラブルを未然に防ぐため、広報紙での啓発活動や相談窓口等の周知に努めます。
- ②1市3町で消費生活連携会議を実施し地域における問題を共有するなど、消費者教育や啓発活動に役立てます。
- ③玉名市消費生活センターにおいて中心集約方式を採用することにより、相談窓口及び消費生活相談員の充実を図ります。
- ④多重債務問題やその他多くの問題を抱える人に対して、迅速かつ的確な対応を図るため、生活相談ネットワーク（庁内連携）を通して問題解決を図ります。

# 子育て・教育分野



# Ⅱ - ①

## 結婚・妊娠・出産・子育て支援の充実



### 現状課題

- 本町の合計特殊出生率※は、2008年の1.43から2017年には1.90と増減しながらも上昇しており、全国・県平均を上回っています。
- 若年層が「結婚」「妊娠・出産」「子育て」について理解を深め、それぞれの価値観を大切にしながら、将来について考える機会の提供が必要です。
- 地域における人間関係の希薄化や子どもを取り巻く環境は複雑化しており、不安を持つ保護者が気軽に相談ができ、より一層包括的かつ継続的な支援につながるための取り組みが必要です。
- 安心して子どもを産み育てられる支援の一つとして、子育てに関する経済的支援に取り組んでいますが、今後も事業継続に努める必要があります。
- 出産や子育てに対する不安やストレス解消を図るため、妊産婦が気軽に相談しやすい環境整備や産後ケア事業の推進が必要です。
- 高度化・多様化する教育・保育ニーズに対応するため、保育所が円滑な運営体制を図れるよう支援し、子どもが健やかに成長できる環境づくりが必要です。
- 母子への健康教育は充実している一方、父親への働きかけが少ない状況にあり、意識を向ける機会の提供が課題となっています。

### 施策の方針

- 少子化に歯止めをかけるとともに、全ての子どもが健やかに成長できるよう、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の充実を図り、総合的な子育て支援を推進します。
- 晩婚化や未婚化の要因として、将来にわたる経済的な不安と出会いの場が少ないことがあげられます。このため、若い世代でも安心して子育てができる経済的安定の維持に努めるとともに、結婚希望者へ出会いの機会を提供します。

#### 主要施策

1. 結婚・出産等への支援
2. 包括的な子育て支援体制の充実
3. 母子保健の充実
4. 子育て支援の充実

### 1

#### 結婚・出産等への支援

- ①結婚の希望を叶えるために、有明広域行政事務組合をはじめとする関係機関と連携を図り、結婚希望者に対するイベント等の支援を継続させます。
- ②不妊治療を望む夫婦が経済的負担を軽減できるよう、県と連携した不妊治療費の助成に取り組めます。

### 2

#### 包括的な子育て支援体制の充実

- ①ワンストップ型の情報提供や相談への対応をするため、子育て支援センターの体制充実に図ります。

### 3

#### 母子保健の充実

- ①妊産婦の健康の保持・増進と子どもの健やかな成長が確保されるように、乳幼児健康診査、相談支援、訪問等の体制の充実に図ります。
- ②妊娠・出産に不安を抱えた妊産婦のケアや産後ケア等に対応できる人員の育成と確保に努めます。
- ③乳幼児健康診査は、発達状況や疾病の早期発見、さらには保護者の子育て支援の機会としても重要な役割を担っていることから、乳幼児健康診査を通して子育てに寄り添う支援の充実に努めます。



#### 町民の声

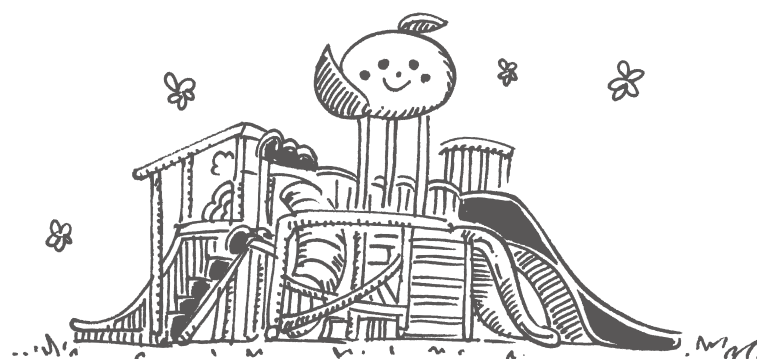
- ◆安心して子どもを産み育てられる環境が整っているまち



※合計特殊出生率＝15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子供を生むとしたときの子供の数。

## 4 子育て支援の充実

- ①妊娠時からすべての親子に対して切れ目のない支援を図り、保育と教育の充実により、子どもが健やかに成長し安心して就学できる環境づくりを推進します。
- ②延長保育、一時保育、預かり保育、放課後児童クラブ、ファミリーサポートセンターなど、家庭の様々なニーズと幼児・児童の状況に応じた適切な子育てサービスを提供します。
- ③平日サロンに加え、金曜サロン、ベビーイングリッシュ、キッズ英会話などの充実を図り、保護者間の交流を活性化できる機会の提供に努めます。
- ④子育て包括支援センターを核として、子育てについての相談支援や情報提供などの事業の実施に努めます。
- ⑤ワンストップで円滑な子育て支援事業が展開できるよう、新たな部署の設立を検討し、総合的な子育て支援体制の構築を図ります。



## Ⅱ - ② 健全な心身と確かな学力の育成

### 現状・課題

- 次代を担う児童・生徒が社会に貢献する自立した人間として健やかに成長できるよう「生きる力」を育むとともに、玉東を愛する心や大切に思う気持ちの醸成に結び付けるため、学校教育の質の向上を図る必要があります。
- 情報化の進展が急激に進む中、情報活用能力を身に付けるため、ICT（情報通信技術）教育のさらなる充実を図るとともに持続可能な教育環境を構築していく必要があります。
- グローバル化の進展に伴い、国際感覚を身に付ける教育を推進する必要があります。
- 学力向上や生徒指導等における多種多様な課題に対応するためには適切な教育指導が必要不可欠であり、より多くの教職員の資質を高めることが求められています。
- 青少年の相談内容の多様化に対応できるように相談員のスキルアップを行い、体制の充実を図る必要があります。

### 施策の方針

- 少子高齢化や国際競争の激化など大きく変化する社会の中で、子どもたちが未来に希望を持ち健康に育つことができるよう、健全な心身と確かな学力の育成を推進し、持続可能で明るい未来を支える人づくりを図ります。
- 社会性や主体性、コミュニケーション力を備えた、グローバルに活躍できる心豊かな子どもの育成に努めます。

#### 主要施策

1. 未来に輝く人材づくり
2. 安心して学べる環境づくり



◆子育て環境や子どもの教育環境が整っているから住みたい



## 1 未来に輝く人材づくり

- ①学力の現状・課題を明らかにするとともに、これに基づく保・小・中連携による取り組みを推進し、学力向上を図ります。
- ②基礎的・基本的な知識・技能、思考力・判断力・表現力や学ぶ意欲を育みます。
- ③地域の未来を担う子どもたちを地域ぐるみで育み、心の豊かさとふるさとの大切さを育む教育を推進するとともに、体験活動等を通じて地域社会に貢献する心を養います。
- ④ベビーイングリッシュ、キッズ英会話など、幼少期から英語に慣れ親しむ機会を提供します。
- ⑤国際的視野に立った児童の育成を図り友好親善を深めることを目的として、海外の小学生との直接交流のみならずオンラインによる交流を実施します。
- ⑥ＩＣＴ（情報通信技術）教育環境の充実を図るとともに、安全・安心で快適な教育を受けられるよう、学校施設や設備、教育機器などを計画的に整備します。



## 2 安心して学べる環境づくり

- ①地域住民が学校を支援する活動や、児童生徒が地域に貢献する活動を充実させることで、双方のつながりを強め地域の子どもの地域で育てる土壌を醸成します。
- ②全ての児童生徒に端末を整備することで教師は授業中でも一人一人の反応を把握できるようになり、これまでの教育実践と最先端のＩＣＴ（情報通信技術）のベストミックスを図ることで、教師・児童生徒の力を最大限に引き出します。
- ③教育施設の長寿命化による維持・管理等を図り、安全・安心な環境の確保に努めます。
- ④関係機関との連携により本町の実態に即した研修を推進し、教職員の指導力向上を図ります。
- ⑤家庭や学校等で悩みや不安を抱える児童・生徒、またその保護者に対して安心して相談できる窓口の周知を行い、スクールソーシャルワーカー※・教育相談員と連携した相談体制をより一層強化します。



※スクールソーシャルワーカー＝児童・生徒が生活の中で抱えているいろいろな問題の解決を図る専門職。

# Ⅱ - ③ 生涯の生きがいがづくりと青少年育成

## 現状・課題

- 個人の価値観の変化に伴う住民の学習ニーズの多様化に応え、それぞれのライフステージに即した生涯学習の総合的な推進が求められています。
- 健康づくりへの関心により、スポーツに対しての目的や内容が多様化しています。住民のニーズに合ったスポーツ活動の推進が必要です。
- 青少年教育と学校教育、家庭教育は密接に関連していることから、地域全体で子どもの成長を支えていく必要があります。

## 施策の方針

- 住民自らの学びをよりよい地域づくりへとつなげていけるよう、学校や地域、その他多様な団体との連携により生涯学習を推進します。
- 住民のニーズに応じたスポーツ活動の推進と、スポーツ環境の充実を図ります。
- 青少年の自立と社会参加を促進するため、学校・家庭・地域の連携を一層深め、秩序・治安の維持や非行防止活動を地域全体の取り組みとして、青少年教育活動を推進します。

### 主要施策

1. 生涯学習の充実
2. スポーツの振興
3. 施設の充実
4. 青少年教育の推進



- ◆もう少し、生涯にわたって学習できる環境が欲しい
- ◆中学生は文化や特色に愛着や誇りを感じている人が多いのに大人は少ない



### 1 生涯学習の充実

- ① オレンジはあとクラブの会員の増加に向けた文化種目の充実化・深化により生涯の生きがいつくりの場を拡大し、その他各種の社会教育や文化活動を通して生涯学習ができる環境づくりを進めます。
- ② 住民が主体となって活動を行う玉東フットパス愛好会等の既存団体や、新たな文化関係団体などの立ち上げを支援します。
- ③ 地域や学校と連携して様々な事業を実施し、子どもが主体的に地域の行事や活動に参加できるような仕組みづくりを検討していきます。
- ④ 国指定史跡西南戦争遺跡をはじめ、町の文化や自然について子どもから大人まで学ぶ機会を設け、生涯学習を通して地域に対する誇り・愛着を醸成する取り組みを行います。

### 2 スポーツの振興

- ① オレンジはあとクラブのスポーツ種目の増加や既存種目の内容を充実させることにより、それぞれのライフステージに合わせたスポーツ活動の実現を図ります。また多くの方が参加できるよう、引き続き周知を行います。
- ② 体育協会や各種競技団体等と連携し、各種スポーツの指導者確保と指導者の資質向上を支援します。

### 3 施設の充実

- ① 図書室においては、住民の自発的かつ主体的な学習活動の支援のために資料の充実に努め、電子図書の導入についても積極的に取り組み、機能の充実を目指します。
- ② 国指定史跡西南戦争遺跡をはじめ、町の文化財について適切な保存整備を行い、フィールドミュージアムとして住民の学びの場の充実を図ります。
- ③ 社会教育施設及びスポーツ施設における施設・設備の更新を行うなど充実を図ります。

### 4 青少年教育の推進

- ① 学校・家庭・地域が一体となり、未来を拓く青少年が健やかに育ち、自立した社会の一員として成長する環境づくりを進めます。

# 健康・医療 福祉分野

分野別まちづくり計画

基本目標Ⅲ



# Ⅲ - ① 健康づくりと地域医療の充実



## 現状課題

- 特定健康診査の受診率は50%台で推移しており、国や県の平均よりも高い割合で推移しています。今後も、町の目標である60%に届くようさらなる啓発を行っていく必要があります。
- がん検診の受診率は、胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がん全てにおいて国や県平均よりも高い割合で推移しています。今後もがん検診の受診を勧奨し、がんの早期発見、早期治療に努めることが求められています。
- 健康に不安を抱き相談したくても窓口が分からず悩んでいる人や相談することを悩んでいる人に対して、プライバシーに配慮し気軽に相談できる環境づくりの構築が必要です。
- 特定健診において、高血圧や糖尿病の有所見者割合が県内では上位であり、既に治療中であっても疾患への理解や生活習慣など様々な要因から現状維持や改善が難しい状況もみられています。そのため、疾患や生活習慣改善に対する更なる周知や学習の機会が必要です。

## 施策の方針

- 住民一人ひとりの健康寿命の延伸を図るため、生活習慣病の予防や食育の推進などを図り、住民の健康づくりを推進します。
- 住民が安心して切れ目のない適切な医療やサービスを受けることができるよう、医療・介護・保健・福祉の関係機関が重層的に連携し、地域医療体制の効果的なネットワーク構築を図ります。

### 主要施策

1. 健康づくりの推進
2. 医療体制の充実



- ◆「子どもから高齢者まで、だれもがいつまでも安心して暮らせる、福祉と健康のまちづくり」に力を入れて欲しい

## 1

### 健康づくりの推進

- ①「自らの健康は自ら守る」との基本原則のもと、住民自らが健康に対して高い意識を持ち、日常生活の中で習慣的に取り組む健康づくりを推進します。
- ②「健康増進計画」に基づき、だれでも気軽に実践できる健康づくりを地域全体に推進します。
- ③食育に関する普及啓発に努めるとともに、庁内関係課及び民間も含めた関係機関と連携しながら、ライフスタイルに応じた食育を推進します。
- ④特定健康診査・がん検診の周知とともに関係機関との連携を強化し、生活習慣病の減少に向け、受診率の向上を図ります。
- ⑤インフルエンザや新型コロナウイルス感染症における感染症発症予防のため、定期予防接種の接種率維持・向上を図ります。
- ⑥メールやアプリ等の情報提供ツールも活用しながら、ライフステージに応じた情報提供に努めます。
- ⑦保健師や管理栄養士等の専門職を確保し、保健指導体制の充実強化を図ります。

## 2

### 医療体制の充実

- ①地域住民が安心して医療サービスを受けられる体制の維持・確保を図るため、医療機関・医師会などとの連携に取り組みます。
- ②国民健康保険の財政の健全化や安定的な運営に努めます。
- ③休日や夜間でも適切な診療が受けられるよう、救急医療体制を拡充・確保するため、近隣市町と広域での連携強化に努めます。
- ④玉名郡市医師会及び介護サービス事業所等の関係機関と連携し、「入退院支援」「日常の療養支援」「急変時の対応」などの仕組みづくりを行い、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制強化に取り組みます。



# Ⅲ - ② 地域共生社会の実現

## 現状 課題

- 少子高齢化を背景とした人口減少が急速に進展する中、福祉に対するニーズの高まりに伴う支援面での人手不足といった問題が懸念されています。
- 地域のつながりの希薄化が懸念されており、隣近所を含む地域の人々と交流を深め、お互いに助けあえるような関係づくりが必要です。
- 相談の対象や内容が多様化・複雑化しており、高齢者への支援だけでなく障がい者、生活困窮者に対する支援、権利擁護、虐待防止、自殺対策や、それらの狭間にある課題への対応等が求められています。

## 施策の方針

- 地域共生社会の実現を目指すとともに、誰もが地域社会の一員としていきいきと安心して暮らすことができるよう、すべての人にやさしい福祉のまちづくりに取り組みます。

### 主要施策

1. 地域福祉の担い手の育成
2. 包括的な支援の体制づくり
3. 地域社会への参加と支援

## 1

### 地域福祉の担い手の育成

- ①若い世代から高齢者まで幅広い世代が地域の課題に関心を持ち、地域活動やボランティア活動等の地域の支え合い活動に参加できるような取り組みを行います。
- ②福祉や人権に関わる情報提供・教育の機会の充実に努めます。

## 2

### 包括的な支援の体制づくり

- ①多様化・複雑化する課題に対し、支援を必要としている人へきめ細やかに対応できるよう、包括的な相談支援体制の強化や相談窓口の充実を図ります。
- ②情報提供の方法や内容を充実し、必要な支援に結びついていない人を適切な支援に結びつけられるような支援体制づくりに努めます。
- ③自治会等の身近な地域における福祉活動を推進するとともに、町全体における支え合いのネットワークの連携を強化することで包括的な仕組みづくりを推進します。
- ④社会福祉協議会との連携を一層深め、地域福祉の推進に努めます。
- ⑤誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため「自殺対策計画」に基づき、ゲートキーパー\*研修等、正しい知識の普及啓発を行います。

## 3

### 地域社会への参加と支援

- ①自治会等による防災活動、見守り・声かけ活動など近所同士の支え合いを推進し、安心して暮らせる生活環境づくりに取り組みます。
- ②希望する人が就労し収入を得て暮らせるよう、就労に関する情報を広く周知し、また生活困窮者に対しては自立支援制度を活用する等、自立した地域生活の構築を支援します。



- ◆玉東町のイメージは“福祉・健康に力を入れたまち”
- ◆困っている人に、声をかけたり協力する人が多い



\*ゲートキーパー＝自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、いわば「命の門番」とも位置付けられる人のこと。

# Ⅲ - ③ 高齢者福祉の充実

## 現状 課題

- 現役世代退職後の年代から地域ボランティアへの参加や健康体操等の事業参加者を増やしていくことで、個人や地域の活力を高めていくことが重要となります。
- 元気な高齢者が気軽に集える場所づくりや有償ボランティア活動等へつなぐ取り組みを強化し、介護予防状態となった時の事業参加をスムーズに移行できるようにしておく必要があります。
- 町内循環バスについては利用者が固定化してきているため、多くの町民に利用いただくための周知が必要です。また、免許返納後の生活に合わせた新しい交通システムの構築が求められます。

## 施策の方針

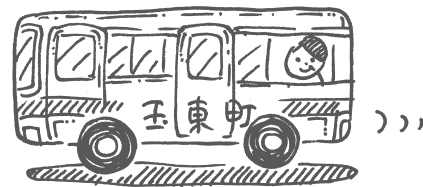
- 高齢者の誰もが住み慣れた地域で、自分らしく、いきいきと、安心して暮らせる支え合いのまちづくりを目指し、地域包括ケアシステム\*の深化を推進します。

### 主要施策

1. 社会参加と生きがいづくり
2. 介護予防及び認知症施策の推進
3. 包括的支援事業の推進
4. 介護保険事業の円滑な運営

### 町民の声

- ◆高齢者にとって暮らしやすい地域である
- ◆より一層、「子どもから高齢者まで、だれもがいつまでも安心して暮らせる、福祉と健康のまちづくり」に力を入れて欲しい



※地域包括ケアシステム＝団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が切れ目なく一体的に提供される体制のこと。

## 1

### 社会参加と生きがいづくり

- ①老人クラブ活動やシルバー人材センター等と連携しその活動を支援することにより、高齢者がその能力や経験を活かして活躍できる場や機会の提供など、高齢者の自立支援と社会参加を推進します。
- ②地域で活動するサポーターの養成を継続し有償ボランティア活動を定着させ、地域活動の活性化や高齢者の生きがいづくりを推進します。
- ③文化財の清掃や案内等のボランティア活動を通してまちづくりへの参画意識を高め、一人ひとりが主体となって町にかかわることで充足感を実感できる生きがいづくりを推進します。
- ④現在の無料循環バスと併せ、新たに必要とされるデマンド交通\*を検討するなど交通弱者にとって住みよいまちを目指します。

## 2

### 介護予防及び認知症施策の推進

- ①地域の通いの場を通じ、参加者が互いに意識を高め、自らの健康に対して適切な知識や情報を得ながら、主体的に予防活動が出来るよう、住民主体の通いの場の拡充を含め、支援に努めます。
- ②疾病予防・重症化予防だけでなく、介護・フレイル（虚弱）予防にも重点的に取り組むなど、高齢者の健康づくりと介護予防の一体的な取り組みを推進します。
- ③生活への支障が軽度である要支援者などの高齢者に対しては、生活機能の低下を改善するために、地域住民間で連携した多様な介護予防・生活支援サービス事業実施を推進します。
- ④認知症への理解を深めるための普及啓発活動の推進、多職種でのチームを組んでの支援、認知症地域支援推進員の配置など、認知症施策を総合的に推進します。

## 3

### 包括的支援事業の推進

- ①中核的な機関を担う地域包括支援センターにおいて、適切な人員の確保に努めるとともに関係機関とのさらなる連携強化を図り、効率的かつ効果的な運営を目指します。
- ②地域ケア個別会議や生活支援体制整備事業の充実により、個別課題・地域課題の解決に向けて取り組んでいきます。

## 4

### 介護保険事業の円滑な運営

- ①要支援・要介護認定者の状態やニーズに対応できるよう、中長期的な視野に立って各種介護サービスの充実を図ります。
- ②介護保険給付の適正化を行い適切なサービスの確保を行うとともに、適正なサービス利用による費用の効率化を通じ介護保険制度の信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築を目指します。

※デマンド交通＝電話予約など利用者のニーズに応じて柔軟な運行を行う公共交通の一形態。

# Ⅲ - ④

## 障がい者福祉の充実

### 現状・課題

- 本町において、人口は減少傾向にある中、手帳所持者数は微増傾向にあります。
- 本町には、障がい者のための社会資源が少なく支援体制が十分とは言えない状況です。
- 主な支援者（家族や身近な介助者）の高齢化が顕著で、今後、家族のみに依存した支援が難しくなることから、生活介護や短期入所、日中一時支援、児童デイサービスを活用したレスパイト\*支援や居場所づくり、さらに支援者へのアウトリーチとしての身近な相談支援体制の充実が求められています。
- 障がい者の就労相談には、ハローワーク等が障がい者相談支援等に応じていますが、雇用情勢が非常に厳しい現在、障がい者の雇用は難しく実際の雇用とは結び付くものはほとんどありません。また、企業の障がい者枠も身体障がい者に比べ、知的・精神障がい者の雇用は少ないのが現状です。今後も、障がい者の就労の場づくりに努める必要があります。

### 施策の方針

- 障がいの有無に関わらずお互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいや障がいのある人に対する理解を深め、住民・団体・事業者等と連携し住み慣れた地域で安心して暮らすことができるやさしいまちづくりに取り組みます。
- 多様化する福祉ニーズに対応するため、障がい福祉サービスをはじめとした生活支援サービス、経済的支援など、障がいのある人を幅広く支える体制の充実に取り組みます。

#### 主要施策

1. 障がい福祉サービス等の充実
2. 多様な活動の場づくり
3. 相談支援体制の充実

#### 町民の声

◆福祉・健康に力を入れたまちだが、障がいのある人にとっては、暮らしにくい

※レスパイト＝介護者の日々の疲れ、冠婚葬祭、旅行などの事情により、一時的に在宅介護が困難となる場合に期間を設けた入院の受け入れを行い、介護者の負担軽減（息抜き）を目指す仕組み。

### 1

#### 障がい福祉サービス等の充実

- ①障がい福祉サービスの周知促進と事業者情報を含めた情報提供、日常生活の困りごとから緊急時における相談支援の充実のための相談員の確保と質の向上を図ります。
- ②障がい福祉サービスの適切な提供ができるよう、提供体制の充実・強化を図ります。
- ③障がい児の発達段階に応じ、切れ目なく必要な支援や見守りが受けられる体制づくりを進めます。

### 2

#### 多様な活動の場づくり

- ①障がいの有無に関わらず、住民が様々な形で文化・芸術、スポーツに参画できるような活動を推進します。
- ②有明圏域の2市4町では、「相談支援」をはじめとする関係機関のネットワーク構築や、広域的な障がい福祉サービスの充実を図れるよう、取り組みを行っています。今後も機能の充実のため、「有明圏域障がい者と共に生きる支援協議会」の中で、運用状況の検証や課題の検討を行います。

### 3

#### 相談支援体制の充実

- ①多様化する相談内容（自殺予防、精神、生活困窮、障がい者虐待など）に対して、社会福祉協議会と連携するとともに、今後、新たな障がい者の雇用の場として就労支援事業所（A型）の設置に向けて取り組みます。



# 産業・ しごと分野



# IV - ① 農業の振興



## 現状・課題

- 「みかん」をはじめとした果樹栽培が盛んな本町の農業においては、農業従事者の高齢化と後継者不足等により、さらなる耕作放棄地等の増加が予測されます。
- 若手農家団「ぎょくだん」による玉東町農産物のPR活動は、地域に活力を与えています。  
また、他産業からの新規就農もわずかに増えていますが、更なる多様な担い手の確保が必要となっています。
- 新たな技術革新の導入や生産基盤の保全、近代化施設整備等により、生産性・収益性の向上を図る必要があります。
- 有害鳥獣による農作物等への被害は、営農意欲の低下や耕作放棄地の増加の要因となることから、地域の実状に即した効果的な被害防止対策が求められています。



## 施策の方針

- 活力と賑わいのある農業を実現するため、意欲と能力のある担い手の確保・育成を図るとともに農産物の生産性の向上や高付加価値化等による収益性の向上を促進します。
- 農業の良好な活動基盤を継承するため、地域の特性を活かした農村集落環境の保全を図ります。

### 主要施策

1. 農業経営の効率化と生産基盤強化の支援
2. 多様な担い手の確保
3. 地元農産物に親しむ機会の充実



◆玉東町のイメージは、”農業を中心としたまち”だけど、農林業にもう少し元気や活力が欲しい



## 1 農業経営の効率化と生産基盤強化の支援

- ①ロボット技術やICT（情報通信技術）等を活用したスマート農業の導入による農作業の省力化や高品質生産等を推進し、農業の経営体制の強化を図ります。
- ②耕作放棄地の増加に歯止めをかけ優良農地の確保と有効利用を進めるため、農業者が話し合いに基づき地域農業における中心経営体や地域農業の在り方などを明確化した「人・農地プラン」を作成し実行に取り組めるように支援を推進します。
- ③農地バンク等を活用し、認定農業者等への農地の集積・集約を推進します。
- ④ほ場・農道等の農業生産基盤の整備を行い、効率的かつ安定的な農業経営の確立を図ります。
- ⑤地域ごとのきめ細やかな鳥獣害対策を進めるため、集落ぐるみで行う集落環境整備や被害防止対策を支援します。
- ⑥耕作不適・耕作不便などやむを得ない事情によって耕作放棄されたため自然潰廃した土地で農地への復旧ができないと認められる土地は、農業委員会による非農地判定により農家台帳からの除外を行います。

## 2 多様な担い手の確保

- ①農業後継者の確保・育成を図るとともに、意欲ある認定農業者や農業生産法人、集落営農組織等への支援を行います。
- ②持続可能な農業を目指し、農業次世代人材投資事業を活用し他産業からの若手就農者等の新規就農者の確保に向けて、関係団体と連携した支援体制や環境づくりを進めます。

## 3 地元農産物に親しむ機会の充実

- ①地元農家出店の朝市等の開催による地産地消の推進や、「みかん」や「ハニーローザ」などの特産品のPRにより、本町の農業を身近に感じる機会を創出します。



# IV - ②

## 玉東ブランドと商工業の振興

### 現状・課題

- 農村に由来する様々な地域資源を活用した6次産業化や農商工連携の推進による農産物の加工等を通じた農産物の高付加価値化の促進を図るなど、所得の向上への取り組みが求められます。
- 地域振興の拠点である「ぶらっとぎょくとう」や「ゆめ・ステーション・このは」の認知度向上に加え、販売商品の拡充・品質向上も図り集客や売上等の増加につなげていく必要があります。
- 生活していく上で必要な食料や日用品を町外で調達する人が増えたことにより、地元消費に支えられていた商店の活力が衰退してきています。空き店舗対策など、地域の特性に応じた商業の振興が求められています。
- 小売店や小規模事業者の経営状況やニーズに対応した経営支援体制の充実が求められています。

### 施策の方針

- 農産物・加工食品等のそれぞれの分野において、玉東らしい付加価値の高い商品を作り出すと同時に、町内外でPRを行い、さらにブランド力を高める取り組みを推進します。
- 地域産業の持続的な発展と経済の活性化を図るため、地域の商業・工業等を支える中小企業の経済活動を支援します。



#### 主要施策

1. 「Made in 玉東」ブランドの確立
2. 地域に根ざした商工業の活性化

#### 町民の声

- ◆「ぶらっとぎょくとう」「ゆめ・ステーション・このは」の魅力アップが必要
- ◆「商店が充実した賑わいあるまちづくり」に力を入れて欲しい



### 1

#### 「Made in 玉東」ブランドの確立

- ①農産物の生産と加工・販売の一体化や地域資源を活用した新たな産業の創出などを積極的に進め、産業振興や地域活性化など魅力ある地域づくりにつなげます。
- ②「ぶらっとぎょくとう」と「ゆめ・ステーション・このは」を地域振興の拠点と位置付け、玉東ブランドを町内外に情報発信します。
- ③地域資源を生かした加工品の開発や観光等の連携により、新たなビジネスモデルを創出します。
- ④「ゆめ・ステーション・このは」を中心に、出荷協議会や生産者と連携し、売り込みの強化を図ります。
- ⑤生産者や地域産業と連携した新たな商品開発や販路開拓に向けた取り組みと、玉東ならではの感じる事ができる飲食提供に向けた取り組みを支援します。



### 2

#### 地域に根ざした商工業の活性化

- ①町内に住んでいる人が町内事業所での購買意欲を高めるための施策を行い、商工業の活性化につなげます。
- ②小規模事業者の持続的発展支援のための「経営発達支援計画」に基づき、玉東町商工会と行政が一体となり経営課題の根本的な解決に向けたサポートを行います。
- ③駅を中心としたまちづくりを更に推進するために、駅周辺商店街の集客向上につながる取り組みを関係機関と連携のうえで実施します。
- ④地域の創業を促進させるため、商工会と連携しサポート体制の強化を図るとともに必要な支援策を講じます。
- ⑤本町の資源を活かした創意工夫による地場産業の振興を推進し、地域経済の自立促進につなげます。

# IV - ③ 雇用の創出

## 現状 課題

- 本町は、地形の面から大規模な工場用地等の取得が難しく企業誘致の足かせとなっていますが、近隣からの好アクセスが魅力であり、そうした立地を活かした戦略が必要です。
- 地域の雇用を安定させ持続的な経済成長を実現するためには、若年者の地元への回帰から定着までを推進し、労働力を確保することが必要です。
- 女性や高齢者が社会で活躍できる取り組みを強化し、多様な生き方や働き方を実現していくことが求められています。

## 施策の方針

- 新たな産業の創出を推進することで就業機会の拡充を図るとともに、関係機関と連携し、地元への就業意欲の向上を促進します。
- 若者や女性、障がい者、高齢者等、誰もが働きやすい良好な就業環境を整備するための広報活動に努めます。
- 空き家・空き地の状況を把握し、企業のサテライトオフィスとしての活用を促すなどの取り組み方法も視野に入れ、好機を逃さない雇用の創出策を模索します。

### 主要施策

1. 多様な職業の創出と就業の場の拡充
2. 企業誘致等の推進



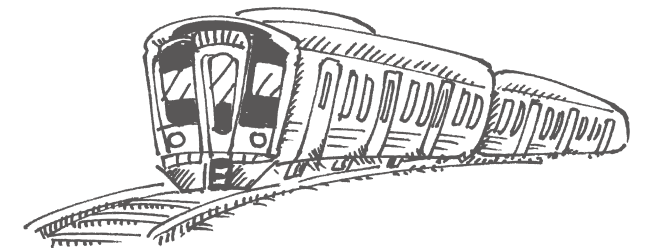
- ◆町内の働く場所（雇用環境）が充実したまちづくりに力を入れて欲しい



## 1

### 多様な職業の創出と就業の場の拡充

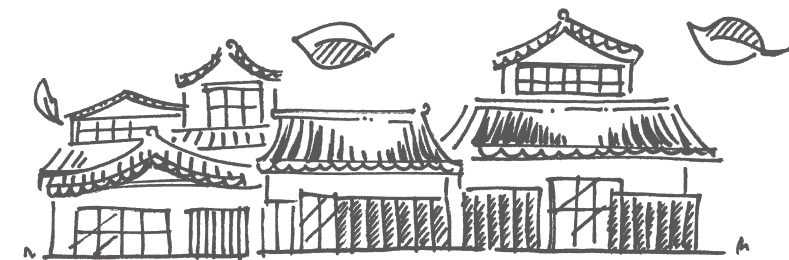
- ①U I Jターン者への支援を強化することにより、就業人口の拡充を促進します。
- ②女性や若者、高齢者、障がい者等の就業機会を拡充するため、職業能力向上研修等の開催及び関係機関との連携強化や啓発活動を推進します。
- ③玉名地域及び県内の企業ガイダンスを通じて地元で働く場があることを知らせるとともに、働くことへの意識向上を促進します。
- ④商工会や関係機関等と連携し、創業希望者・事業承継の課題解決を支援します。



## 2

### 企業誘致等の推進

- ①企業誘致等に関する情報収集に努めるとともに、立地定着までを推進し、雇用の場の拡大と地域経済の活性化を目指します。
- ②サテライトオフィスの需要が高まる中、高速通信環境が整備された場所づくりを検討していきます。



# IV - ④

## 地域特性を活かした観光の振興

### 現状・課題

- 本町には、西南戦争遺跡をはじめとする歴史的な名所・旧跡・文化財等が数多く残り、古くから歴史文化のまちとして親しまれています。
- 歴史文化や、農村風景などを魅力ある観光資源として住民が意識し磨きあげていくために、明確なコンセプトに基づいた観光戦略を立てることが重要です。
- 旅行者のライフステージや趣味・嗜好に合わせた観光戦略づくりを行い、地域との交流により観光客がまた来たいと思うような魅力あるまちづくりを進めていく必要があります。

### 施策の方針

- 玉東に「住んでみたいと思う」新たな可能性を生み出すとともに、交流人口や関係人口の増加による地域経済の活性化につなげるため、本町の自然、歴史・文化、農業等の多様な観光資源を活用した観光施策を推進します。
- 住民を含めた多様な主体との連携により、地域ぐるみで観光客を温かくもてなす体制の充実を図ります。
- 観光で訪れた人が地域住民と関わることで、地域住民が誇りを持つことにつながる観光施策を展開します。

#### 主要施策

1. 観光PRの充実
2. 地域資源等を活用した観光基盤の整備
3. 観光客の受入体制の充実

#### 町民の声

- ◆玉東町のイメージで、「観光のまち」と思う人はわずか
- ◆町外から人が訪れたい魅力が少ない

### 1

#### 観光PRの充実

- ①観光イベントでの情報発信、首都圏等でのセールス活動に加え、ホームページやSNS等を活用し観光・イベント・グルメ・物産などの情報を発信することにより、本町の認知度向上を図ります。
- ②国指定史跡西南戦争遺跡は、国内最後の内戦の地として唯一無二の地域資源であるため、町内全域の文化財や観光施設とあわせて積極的に町内外へのPRを行い、町の魅力発信に努めます。

### 2

#### 地域資源等を活用した観光基盤の整備

- ①木葉山・半高山など、玉東フットパスコースをはじめ、本町固有の観光資源から観光地づくりの戦略に沿った環境整備や情報拠点の設置、移動手段の確保やイベント企画等の充実を図ります。
- ②近隣市町と連携し、西南戦争における遺跡群の保存と同時に観光面での活用を図るため、「西南戦争遺跡フィールドミュージアム構想」の実現に向けた取り組みを推進します。
- ③国内外からの様々な観光客を受け入れられるよう、多言語表記の案内看板の設置や観光施設の環境整備を推進します。
- ④ふれあい広場（オレンジ公園）をはじめ町内公園を観光資源の一部として利用するため、公園周辺地域の特性を生かした公園整備を行い、地域の観光振興を図ります。

### 3

#### 観光客の受入体制の充実

- ①観光に関係する機関等が中心となって、地域資源を活かした観光客のおもてなし体制の充実を図ります。
- ②「食」や「農業体験」などの新たな観光商品・メニューの開発を通じ、観光客の受入体制の強化を促進します。
- ③地域ボランティアなどを含めた多様な主体による受け入れ体制の育成・支援を図ります。



# 住民協働・ 行政財政分野



# V - ① 住民参加型による魅力ある地域づくりの推進



## 現状 課題

- 地区懇談会や各種事業説明会を開催していますが、幅広い年齢層の参加がなく、出席者が固定化している状況です。
- 住民活動をまちづくりにつなげるため、住民一人ひとりの自助・共助・公助の機運を醸成していく必要があります。
- 少子高齢化・人口減少などに伴い自治組織では担い手や後継者確保に課題を抱えており、地域コミュニティの安定的な運営体制の構築が課題となっています。

## 施策の方針

- 住民が主役のまちづくりを進めるため、官民の連携の下、住民の意向把握や地域活動の活発化を図るとともに住民と行政それぞれの役割を踏まえた協働による地域社会づくりを目指します。

### 主要施策

1. 官民一体となったまちづくりの推進
2. 地域自治の推進



◆地域の課題を解決するためには、住民と行政の協力が必要

## 1

### 官民一体となったまちづくりの推進

- ①まちづくりに関するアイデアの具現化を図るため、地区懇談会をはじめとする各集いに幅広い年齢層への説明機会や情報交換の場を設け、行政情報を広く分かりやすく提供し住民ニーズに対応できるまちづくりと組織づくりを目指します。
- ②まちづくりに参加・参画する地域の団体等の活動を支援します。
- ③行政や地域活動等に学生を含めた住民の参画・参加を促進し、活力あるまちづくりを推進します。

## 2

### 地域自治の推進

- ①「自分たちのまちは自分たちでつくる」という協働のまちづくりの理念のもと、地域の実情に応じて、住民による自主的な地域づくりを推進します。
- ②地域課題の解決に向け、各自治組織を支援し、自立したまちづくりを推進します。
- ③地域の現状を認識し課題解決のため主体的に考え行動できる人材の育成を支援します。



# V - ② 一人ひとりの人権の尊重と多様性を認め合う社会の実現

## 現状・課題

- 住民が社会の様々な場面で不平等を感じることはないよう、人権を尊重し多様性に配慮する意識を醸成することが求められています。
- すべての人が、ともに仕事や家事、子育て、介護、地域活動に参加し支えあう環境をつくるためには、固定的性別役割分担意識（「男は仕事・女は家庭」「男は主要な業務・女は補助的業務」など性別を理由として役割を固定的にわけようとする考え方）の解消が必要です。
- DVが絶対に許されない行為であることを広く周知するとともに、被害者が相談しやすい体制の整備・充実が必要です。
- お互いの違いを受け入れるなど人権意識を高めるために、人権について学習の機会を提供することが必要です。

## 施策の方針

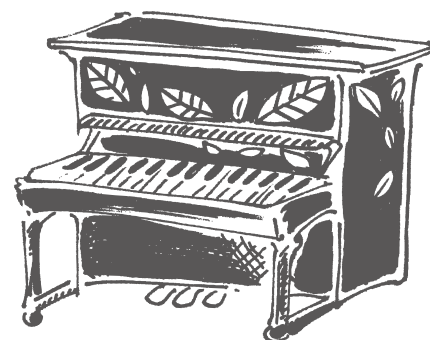
- 男女共同参画社会、多様性を認め合う社会の実現のため、全住民が社会の対等な構成員として互いを尊重しともに責任を分かち合いながら、あらゆる分野でいきいきと活躍していける環境づくりを推進します。

### 主要施策

1. 人権を尊重した  
男女共同参画の意識づくり
2. 安全で安心して暮らせる  
地域づくり
3. 性に関係なく活躍できる  
地域づくり
4. 人権教育の推進・啓発
5. 身近な人からの暴力のない  
地域づくり



◆地域の活動やまちづくりには参加しにくいと感じている人が多い



## 1

### 人権を尊重した男女共同参画の意識づくり

- ①固定的性別役割分担意識を解消し、お互いを認め合い多様な選択ができるよう男女共同参画の理解促進、教育・学習の充実に取り組みます。

## 2

### 安全で安心して暮らせる地域づくり

- ①多様性の視点で地域防災を考え、「避難所運営マニュアルづくり」や「ともに助け合う地域コミュニティ形成」など、災害時に備えた意識の醸成と具体的な取り組みを検討します。
- ②男女共同参画社会や多様性を認め合う社会の実現に向けて、個々の特性に応じた心身の健康づくりを推進します。
- ③地域で様々な困難を抱える人が日常に感じている不安や不便を軽減し、すべての人が自立した生活を送れるよう、安全で安心して暮らせる地域づくりを目指します。

## 3

### 性に関係なく活躍できる地域づくり

- ①男性中心型の労働慣行や長時間労働を前提とした職場風土を見直し、労働時間の短縮、柔軟な働き方や休暇制度の活用など、男女がともに暮らしやすい社会の実現を目指します。
- ②ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて取り組みを推進し、男女がともに活躍する地域づくりを目指します。

## 4

### 人権教育の推進・啓発

- ①人権に関する相談窓口について周知するとともに、自分たちの身の回りにある人権課題について一人ひとりが意識して取り組んでいけるよう、人権教育の推進・啓発を計画的に行います。

## 5

### 身近な人からの暴力のない地域づくり

- ①DVを正しく理解し、個人のみではなく地域社会の協力が得られるように、意識啓発や情報提供、さらには若年層への予防教育を推進します。
- ②被害者が安心して相談できる窓口の整備や、被害者を発見し保護するための緊急体制、自立に向けた支援の充実など、様々な関係部局や関係機関との連携強化を図ります。

# 信頼される行政運営の推進

## 現状・課題

- 少子高齢化の進展やライフスタイルの多様化など、社会環境の変化によって複雑化した住民ニーズや地域課題へ適切に対応するためには、縦割りの行政にとらわれず、より効果的かつ効率的な組織運営が求められています。
- 人口減少や少子高齢化の進展、新型コロナウイルス感染症の拡大による経済の停滞等により、町税の減少傾向や扶助費の増加が危惧されます。
- これまで整備された公共施設の老朽化への対応が必要です。
- 基金や、国庫支出金、交付税措置のある地方債等の財源を有効に活用しながら、今後も健全な財政を維持していく必要があります。

## 施策の方針

- 質の高い行政サービスが提供されるとともに、健全な行政経営を推進します。また、機能的な組織管理体制を構築し、職員の能力向上を図ります。

### 主要施策

1. 健全財政の維持
2. 情報セキュリティの確保
3. 行政サービスの充実



- ◆他の市町などと連携したまちづくりへの取り組みが必要

## 1

### 健全財政の維持

- ①持続的な行政経営を推進するため、「公共施設等総合管理計画」に沿って、公共施設等の総合的な管理・運営を図ります。
- ②これまでに検討された施策から優先となる施策を検討し、予算の重点配分を行います。
- ③経営的視点にたち、広告収入の拡充、ふるさと納税制度を適正に運用・活用し、自主財源の確保・充実に努めます。
- ④税等の収納率の向上及び利便性の向上を図るため、コンビニ収納による対応を検討します。

## 2

### 情報セキュリティの確保

- ①情報システムなどの業務の効率化等の取り組みにあたっては、個人情報の保護など情報セキュリティ対策を確実に実施します。

## 3

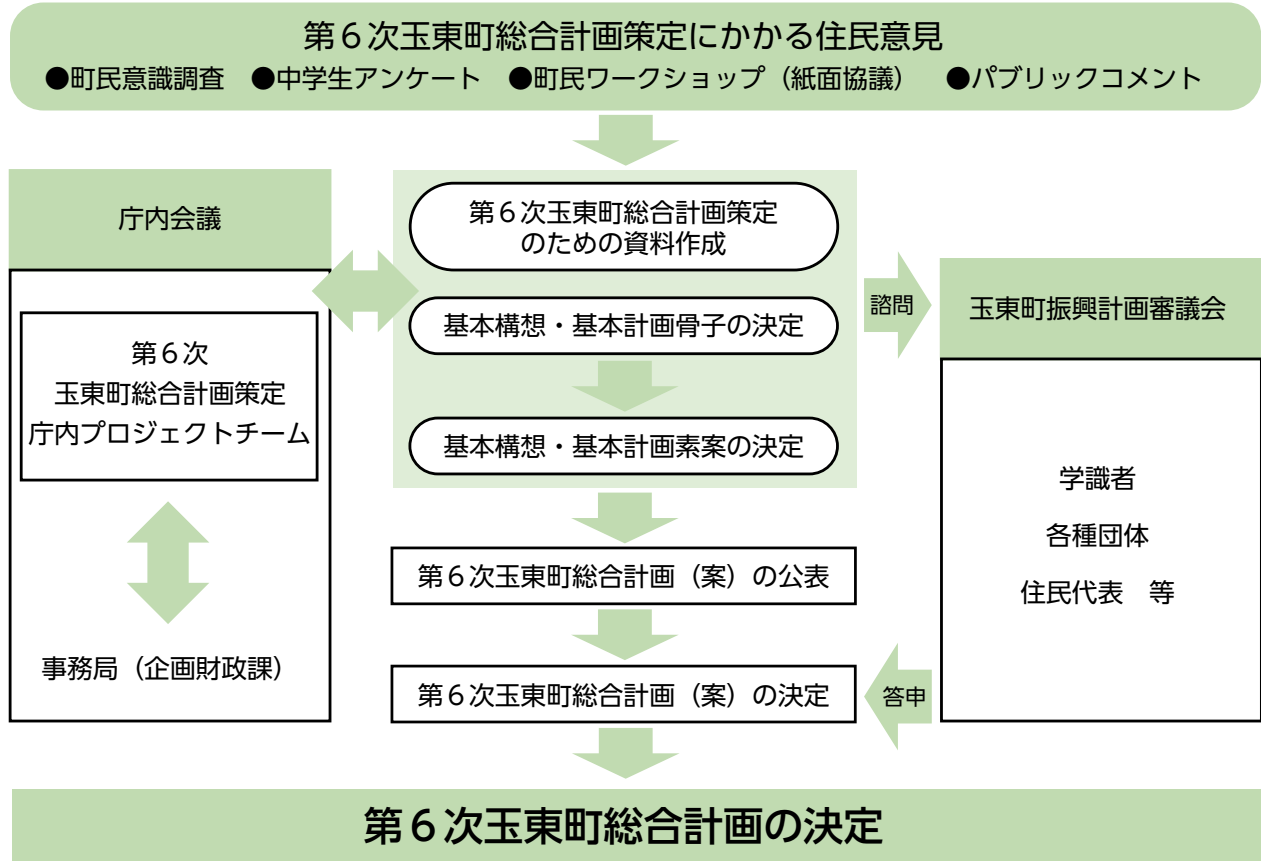
### 行政サービスの充実

- ①テーマやグループ研修等を積極的に取り入れ、高い意欲と政策形成能力を持った職員の育成に努めるとともに、接遇知識の向上を図ります。
- ②職員のコンプライアンスの徹底、資質の向上に努め、多様化・複雑化する住民及び行政ニーズに適切に対処します。
- ③組織・分野ごとの縦割りをなくし、担当課を中心にそれぞれが庁内の実態や課題について把握するとともに、ワークショップ等を通して全庁連携による横断的な行政運営の充実に努めます。
- ④分かりやすい表現で見やすい広報紙、ホームページ等の充実など、様々な広報媒体の活用により、適切な情報提供を推進します。
- ⑤新庁舎建設にあたっては、防災拠点機能はもとより、その他導入すべき機能の検討や将来を見据えた配置計画、事業手法や概算事業費の算出等、多角的な検討により、実現を目指します。
- ⑥熊本連携中枢都市圏や玉名定住自立圏の中での連携事業の検討を行い、有効な事業に取り組めます。
- ⑦学校の授業や地域の懇談会での広報紙の活用や、スマートフォン等への議会インターネット中継（録画）の配信を検討します。



# 資料編

1 計画策定体制



2 計画策定経緯

| 実施年月日         | これまでの取り組み       |
|---------------|-----------------|
| 令和2年6月～7月     | 町民意識調査、中学生アンケート |
| 令和2年8月7日      | 第1回プロジェクトチーム会議  |
| 令和2年9月18日     | 第2回プロジェクトチーム会議  |
| 令和2年10月13日    | 町長ヒアリング（1回目）    |
| 令和2年10月13日    | 第1回玉東町振興計画審議会   |
| 令和2年10月1日～16日 | 住民ワークショップ（紙面協議） |
| 令和2年10月27日    | 各課ヒアリング         |
| 令和2年10月28日    | 町長ヒアリング（2回目）    |
| 令和2年10月30日    | 各課ヒアリング         |
| 令和2年11月12日    | 第3回プロジェクトチーム会議  |
| 令和2年11月20日    | 第2回玉東町振興計画審議会   |
| 令和2年12月16日    | 第4回プロジェクトチーム会議  |
| 令和3年1月27日     | 第3回玉東町振興計画審議会   |
| 令和3年2月5日～19日  | パブリックコメント       |
| 令和3年2月15日     | 第5回プロジェクトチーム会議  |
| 令和3年3月1日      | 第4回玉東町振興計画審議会   |
| 令和3年3月11日     | 町長答申            |

3 玉東町振興計画審議会設置条例

平成12年3月13日  
条例第25号

改正 平成17年12月16日条例第17号  
平成29年3月6日条例第2号

玉東町振興計画審議会設置条例（昭和58年玉東町条例第8号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、玉東町振興計画審議会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（設置）

第2条 町長の諮問に応じ、玉東町振興計画に関する事項を審議するため、玉東町振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第3条 審議会は、町長の諮問に応じ玉東町の振興計画に関する事項について調査、審議を行う。

（組織）

第4条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げるもののうちから町長が任命する。

（1） 町議会議員

（2） 農業委員会の委員

（3） 教育委員会の委員

（4） 町内の公共的団体の役員

（5） 学識経験を有する者

（6） 町民で町長が必要と認めるもの

（任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、第3条に規定する諮問に係る事務が終了したときは、解任されるものとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第6条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第7条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第 8 条 審議会の庶務は、企画財政課において処理する。

（委任）

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年条例第 17 号）

（施行期日）

この条例は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年条例第 2 号）

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

4 玉東町第 6 次振興計画審議会委員名簿

（敬称略）

| 構 成                          | 役 職                            | 氏 名   | 備考  |
|------------------------------|--------------------------------|-------|-----|
| 玉東町議会                        | 玉東町議会議長                        | 松尾 純久 | 会長  |
| 学識経験を有するもの                   |                                | 北島 義文 | 副会長 |
| 玉東町議会                        | 玉東町議会総務・経済・建設常任委員長             | 坂村 勇治 | 委員  |
| 玉東町議会                        | 玉東町議会厚生・文教・税務常任委員長             | 吉住 貞夫 | 委員  |
| 農業委員会の委員<br>兼<br>町内の公共的団体の役員 | 玉東町農業委員会会長<br>兼<br>ＪＡたまな玉東担当理事 | 山野 信也 | 委員  |
| 教育委員会の委員                     | 玉東町教育委員代表                      | 狩野 輝幸 | 委員  |
| 町内の公共的団体の役員                  | 玉東町囑託員代表                       | 松本 英毅 | 委員  |
| 町内の公共的団体の役員                  | オレンジクラブ連合会会長                   | 古戔 恵弘 | 委員  |
| 町内の公共的団体の役員                  | 玉東町商工会会長                       | 金川 晃  | 委員  |
| 町内の公共的団体の役員                  | 民生委員協議会会長                      | 岩川 幸典 | 委員  |
| 町民で町長が必要と認めるもの               | 玉東町社会福祉協議会<br>事務局長             | 中嶋 範子 | 委員  |
| 町民で町長が必要と認めるもの               |                                | 馬場 康子 | 委員  |
| 町民で町長が必要と認めるもの               |                                | 清田 和美 | 委員  |

5 諮問

玉東町振興計画審議会  
会長 松尾 純久 様

玉東企財第 423 号  
令和 2 年 10 月 13 日

玉東町長 前田 移津行

玉東町第 6 次総合計画について（諮問）  
玉東町振興計画審議会設置条例（平成 12 年 3 月 13 日条例第 25 号）第 3 条の規定により、  
下記のとおり諮問いたします。

記  
  
1、玉東町第 6 次総合計画について

6 答申

玉東町長 前田 移津行 様

令和 3 年 3 月 11 日

玉東町振興計画審議会  
会長 松尾 純久

玉東町第 6 次総合計画について（答申）  
  
令和 2 年 10 月 13 日付け玉東企財第 423 号にて諮問された件について、審議しました結果、  
別冊「玉東町第 6 次総合計画」のとおり答申いたします。

7 用語解説

- ◆ **A I**  
Artificial Intelligence の略称で人工知能のこと。
- ◆ **D V**  
ドメスティック・バイオレンスの略称で、配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力。
- ◆ **D X**  
デジタルトランスフォーメーションの略称で、I T の活用を通じて、ビジネスモデルや組織を変革すること。
- ◆ **I C T（情報通信技術）**  
Information and Communication Technology の略称。情報や通信に関する科学技術の総称であり、特に電気、磁気などの物理現象を応用した器具などを用いて情報を操作する技術。
- ◆ **P D C A サイクル**  
事業活動における管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の 4 段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善するサイクル。
- ◆ **U ターン・I ターン**  
U ターンは、地方に生まれ育った人が都市圏への進学や就業を経た後に再び地方の生まれ故郷に戻ることに。I ターンは、都市圏に生まれ育った人が、地方に移住すること。
- ◆ **S D G s**  
Sustainable Development Goals の略称。持続可能な世界を実現するため、17 のゴール、169 のターゲットから構成されている国際目標。
- ◆ **S N S**  
Social Networking Service の略称。インターネット上で共通の趣味を持つ人達との交流を目的としたサービスの総称。
- ◆ **S o c i e t y 5 . 0**  
情報社会（S o c i e t y 4 . 0）に続く新たな社会のこと。社会の変革（イノベーション）を通じて、これまで閉塞感を打破し、希望のもてる社会、世代を超えて互いに尊重し合える社会、一人ひとりが快適で活躍できる社会。I O T（Internet of Things の略でモノのインターネットと訳される）やビッグデータを活用することによって、経済発展と社会的課題の解決を目指すことで、より質の高い生活を実現する社会のこと。
- ◆ **2025 年問題**  
戦後すぐの第一次ベビーブーム（1947 年～ 1949 年）の時に生まれた、いわゆる " 団塊の世代 " が後期高齢者（75 歳）の年齢に達し、医療や介護などの社会保障費の急増が懸念される問題。
- ◆ **2040 年問題**  
日本の高齢者人口（65 歳以上）がピークになるとされる年。団塊ジュニア世代（1971 ～ 1974 年生まれ）が高齢者となり、65 歳以上が約 4,000 万人に達すると推定。

◆ 3 R

Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）及びRecycle（リサイクル）の総称。リデュースは、物を大切に使いごみを減らすこと、リユースは使える物は繰り返し使うこと、リサイクルはごみを資源として再び利用すること。

◆ 核家族

夫婦とその結婚していない子どもだけの世帯、夫婦のみの世帯や父親または母親とその結婚していない子どもだけの世帯のこと。

◆ 関係人口

移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと。

◆ グローバル

世界的な規模であるさま。また、全体を覆うさま。包括的。

◆ ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のこと。

◆ 健康寿命

WHOが提唱した新しい指標で、平均寿命から寝たきりや認知症など介護状態の期間を差し引いた期間。

◆ 合計特殊出生率

15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

◆ 交通弱者

自動車中心の社会において、年少者、要介護者、一部の高齢者や障害者など、自分で運転することができず、自家用の交通手段がないため公共交通機関に頼らざるを得ない人。

◆ 国勢調査

日本に住んでいるすべての人と世帯を対象とする国の最も重要な統計調査で、5年ごとに実施。年齢別の人口、家族構成、働いている人や日本に住んでいる外国人などの結果を提供している。

◆ 国立社会保障・人口問題研究所

厚生労働省に設置された国立の政策研究機関。社会保障と人口問題の政策研究を行う。

◆ 子育て包括支援センター

母子保健法に基づき市町村が設置するもので、保健師等の専門スタッフが妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に対応し、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健医療・福祉の関係機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的に提供する。

◆ 固定的性別役割分担意識

「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

◆ 再生可能エネルギー

有限な資源である化石エネルギーとは違い、太陽光や風力、地熱といった自然界に常に存在するエネルギーのこと。

◆ ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和のことで、実現に向けて官民一体となった取り組みが進められている。仕事と生活の調和が実現することにより、男性も女性もあらゆる世代の誰もが仕事や子育て、介護、自己啓発、地域活動など様々な活動を自分の希望するバランスで展開でき、仕事の充実と仕事以外の生活の充実が好循環をもたらすとされている。

◆ サテライトオフィス

勤務者が遠隔勤務をできるよう通信設備を整えたオフィス、または郊外に立地する企業や学校などの団体が、都心に設置した小規模のオフィスのこと。

◆ 自主防災組織

地域の人々が、災害などからまちを守るために、主に町内会が母体となって日頃から自主的に連携して防災活動を行う任意の団体のこと。

◆ 自助・共助

自助とは自分で自分を助けること。共助とは、企業や地域コミュニティで共に助けあうこと。

◆ 自然減

死亡数が出生数を上回ること。

◆ 社会減

転出者数が転入者数を上回ること。

◆ 社会増

転入者数が転出者数を上回ること。

◆ 社人研

国立社会保障・人口問題研究所の略称。

◆ 循環型社会

有限である資源を効率的に利用するとともに再生産を行って、持続可能な形で循環させながら利用していく社会。

◆ スクールソーシャルワーカー

児童・生徒が生活の中で抱えているいろいろな問題の解決を図る専門職。

◆ スマートムーブ

通勤・通学・買い物・旅行などにおける日々の「移動」を「エコ」にする新たなライフスタイルの提案。

◆ 地域共生社会

社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、xともに創っていく社会を目指すこと。

◆ **地域包括ケアシステム**

団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年を目途に、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が切れ目なく一体的に提供される体制のこと。

◆ **地域包括支援センター**

介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。

◆ **地域優良賃貸住宅**

子育て世帯や高齢者等の居住の安定に特に配慮が必要な世帯のための住宅。公営住宅と比べ所得制限が少ない。

◆ **地方創生**

東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持すること。

◆ **デマンド交通**

電話予約など利用者のニーズに応じて柔軟な運行を行う公共交通の一形態。

◆ **避難行動要支援者**

災害が発生した際、または災害が発生するおそれがある場合、自ら避難することが困難で、円滑・迅速な避難のために特に支援を要する人。

◆ **フィールドミュージアム**

博物館を従来の「箱もの」に展示物が入っているというスタイルではなく、地域の自然や人々の営みそのものを博物館とみなし、研究・保全・普及という博物館的活動を通じて、社会的にも経済的にも活用を図ろうという構想のこと。

◆ **ほ場**

農作物を栽培するための場所のこと。水田や畑（普通畑・樹園地・牧草地）などを包括する言葉。

◆ **ユニバーサルデザイン**

障害の有無や年齢、性別、人種などにかかわらず、たくさんの人々が利用しやすいように製品やサービス、環境をデザインする考え方。

◆ **ライフライン**

ガスや水道、電気など、日常生活に必要な線や管で結ばれたシステムの総称。

◆ **レスパイト**

介護者の日々の疲れ、冠婚葬祭、旅行などの事情により、一時的に在宅介護が困難となる場合に期間を設けた入院の受け入れを行い、介護者の負担軽減（息抜き）を目指す仕組み。

8 S D G s と総合計画の分野別の関連表

| S D G s                                                                               |                                                                                                    | 基本目標 |    |     |    |   |
|---------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|------|----|-----|----|---|
|                                                                                       |                                                                                                    | I    | II | III | IV | V |
|    | 1 貧困をなくそう<br>あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ                                                              | ●    | ●  | ●   |    | ● |
|    | 2 飢餓をゼロに<br>飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する                                        |      |    |     | ●  |   |
|    | 3 すべての人に健康と福祉を<br>あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する                                                  | ●    | ●  | ●   |    | ● |
|    | 4 質の高い教育をみんなに<br>すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する                                             |      | ●  |     |    | ● |
|    | 5 ジェンダー平等を実現しよう<br>ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る                                              |      | ●  |     |    | ● |
|    | 6 安全な水とトイレを世界中に<br>すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する                                                   | ●    |    |     |    |   |
|    | 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに<br>すべての人に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する                                  | ●    |    |     |    |   |
|    | 8 働きがいも経済成長も<br>すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する             |      |    | ●   | ●  | ● |
|  | 9 産業と技術革新の基盤をつくろう<br>強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る                                  | ●    | ●  | ●   | ●  | ● |
|  | 10 人や国の不平等をなくそう<br>国内および国家間の格差を是正する                                                                |      | ●  | ●   |    | ● |
|  | 11 住み続けられるまちづくりを<br>都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする                                                   | ●    | ●  | ●   | ●  | ● |
|  | 12 つくる責任つかう責任<br>持続可能な消費と生産のパターンを確保する                                                              |      |    |     | ●  |   |
|  | 13 気候変動に具体的な対策を<br>気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る                                                       | ●    |    |     |    |   |
|  | 14 海の豊かさを守ろう<br>海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する                                                 | ●    |    |     | ●  |   |
|  | 15 陸の豊かさを守ろう<br>陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る         | ●    |    |     | ●  |   |
|  | 16 平和と公正をすべての人に<br>持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する |      | ●  | ●   |    | ● |
|  | 17 パートナリーシップで目標を達成しよう<br>持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する                                  |      | ●  | ●   | ●  | ● |

# 第 6 次玉東町総合計画 2021.4-2031.3

発行年月 令和 3 年 3 月

発 行 熊本県玉東町（企画財政課）

〒 869-0303 熊本県玉名郡玉東町大字木葉 759 番地

TEL (0968) 85-3188

FAX (0968) 85-3116



玉東町